

「忠生スポーツ公園第二次整備基本計画（峠谷地区・旧埋立地地区）」の 策定について

1 策定の趣旨

町田市5ヵ年計画 22-26 に基づき、町田市バイオエネルギーセンターに隣接する最終処分場（池の辺地区、峠谷地区・旧埋立地地区）の上部に忠生スポーツ公園を整備しています。このうち池の辺地区については、2023年9月に開園しました。

残りの峠谷地区・旧埋立地地区について、2032年度の開園に向け、施設配置や各施設の利用イメージを示す「忠生スポーツ公園第二次整備基本計画（峠谷地区・旧埋立地地区）（以下、「基本計画」という。）」を策定しました。



2 策定の体制と経過

町田市バイオエネルギーセンター周辺の町内会・自治会と市とで構成する「町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を開催し、基本計画の内容について検討を重ねました。

<検討委員会の開催経過>

開催年月日	検討の概要
2023年5月22日	・基本計画の策定の進め方、骨子について
2023年7月7日	・近隣施設の視察
2023年7月7日～21日	・基本計画に定める各施設の利用イメージについて、町内会・自治会ごとに意見書を提出いただく
2023年9月21日	・基本計画の素案について ・各町内会・自治会からの意見の反映について
2024年2月8日	・基本計画の案について

3 基本計画の概要

別添「忠生スポーツ公園第二次整備基本計画（峠谷地区・旧埋立地地区）概要版」のとおりです。

2024年3月14日・15日
行政報告資料 別添
環境資源部環境政策課

忠生スポーツ公園第二次整備基本計画 (峠谷地区・旧埋立地地区)

～概要版～



2024年3月



第1章 基本計画の策定に当たって

～計画策定までの経緯～

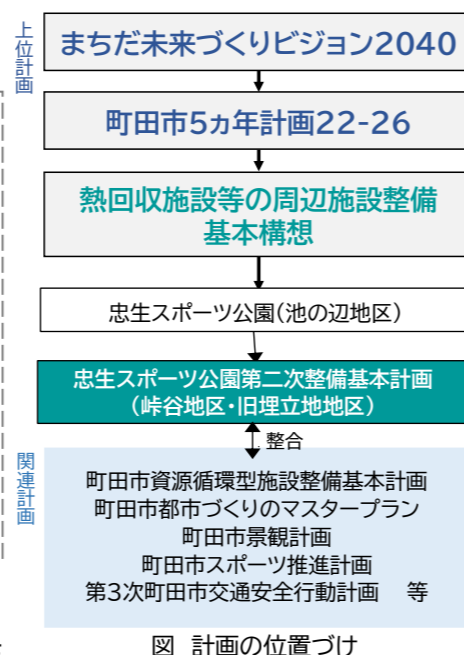
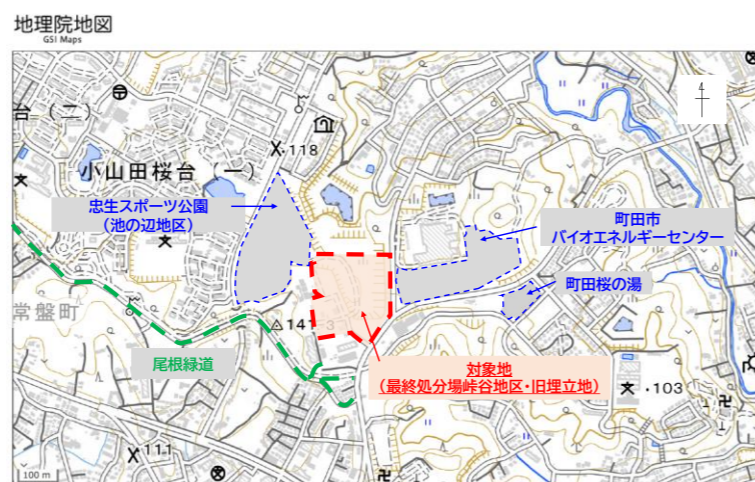
- ・1982年 町田リサイクル文化センター稼働
- ・2011年5月 新たな熱回収施設等の検討開始
- ・2013年4月 「町田市資源循環型施設整備基本計画」策定
- ・2013年5月 「町田市資源循環型施設整備推進本部」設置
- ・2018年3月 「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」(以下、「基本構想」という。)を策定
- ・2022年1月 町田市バイオエネルギーセンター稼働
- ・2022年4月 健康増進温浴施設「町田桜の湯」供用開始
- ・2023年9月 忠生スポーツ公園(池の辺地区)開園

【策定の目的】「忠生スポーツ公園第二次整備基本計画(峠谷地区・旧埋立地地区)」(以下、「基本計画」という。)は、2018年3月に策定した基本構想における対象地のうち、最終処分場峠谷地区及び旧埋立地地区の跡地利用に向けた基本的な考え方を示します。

【策定の主旨】基本計画では、各施設の利用イメージを定めることを主旨とします。各施設の設え(規模、舗装、素材、備品など)は、基本計画で定めた利用イメージの実現に適したものを、技術的発展を視野に入れて基本設計の段階で定めます。

第2章 対象地(最終処分場峠谷地区・旧埋立地地区)

- ・対象地は、最終処分場峠谷地区・旧埋立地地区の一部です。忠生地区北西部に位置し、町田市バイオエネルギーセンターに隣接しています。(面積:約3.6ha)
- ・周辺には住宅地が多く、災害時の防災拠点としての活用が見込まれます。また、町田市立室内プール、健康増進温浴施設「町田桜の湯」、忠生スポーツ公園(池の辺地区)(面積:約3.6ha)、尾根緑道などの緑地があります。対象地が公園として整備されることで、周辺施設の回遊性と地域全体の賑わい向上が期待できます。
- ・対象地は最終処分場であり、跡地利用に当たっては、安全対策の実施が必要です。



第3章 基本計画の基本的な考え方

～ 最終処分場跡地利用公園の整備におけるコンセプト ～

さまざまな世代が憩い、体力づくりもできる広場

全体として子どもから高齢者までさまざまな世代が集まり、憩うとともに、スポーツを楽しみながら体力づくりができる空間をつくることとします。

～ 基本計画の方針及び前提条件 ～

地域活性のためのスポーツ・イベントスペース

- ✚ テニスコート、フットサルコート及びソフトボールグラウンドを配置し、スポーツを楽しむことが出来る空間を整備します。
- ✚ 学び・触れあい・地域コミュニティの活性化を促すイベントスペースを整備します。

敷地周辺とのつながりを踏まえた空間づくり

- ✚ 周辺地域からの利用のしやすさを考慮した出入口・動線を確保します。
- ✚ 開放的かつ多様な活用が可能な空間を創造します。
- ✚ 災害時には防災拠点として活用します。

環境への配慮

- ✚ 埋められている廃棄物に影響を与えないよう跡地を利用します。
- ✚ まとまりのある緑の景観を維持・保全するとともに、周辺の自然環境と調和した緑化に配慮します。
- ✚ 跡地利用が図られた以降も最終処分場施設としての機能に支障が生じないよう、将来にわたって適切な管理・運営が必要です。

第4章 基本計画の内容

施設配置計画(ゾーニング)

■池の辺地区との接続エリア スロープ

■峠谷地区エリア

・埋め立てた廃棄物や最終処分場施設の構造に影響を与えない範囲*でスポーツ専用グラウンドや管理棟を配置します。

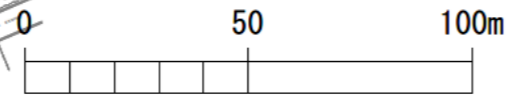
破線：構造物が設置可能な
エリア分けライン

- ※設置可能な構造物の例
- ・防球フェンス
 - ・テニスコート、フットサルコートの照明
 - ・平屋建ての建物
- ※設置不可能な構造物の例
- ・ソフトボールグラウンドの照明
 - ・2階建て以上の建物

■旧埋立地地区エリア

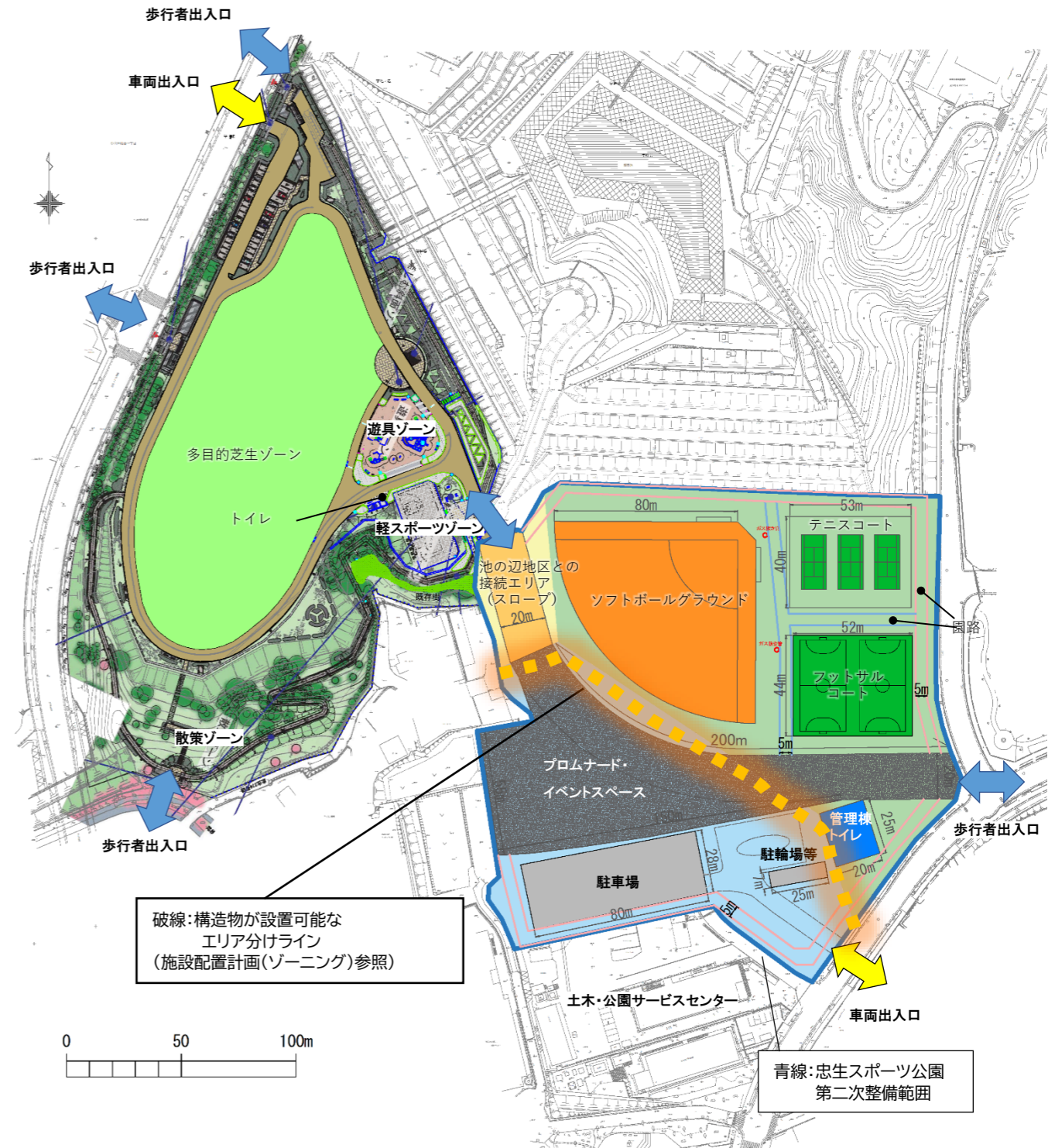
- ・原則として構造物は配置できません。
- ・周辺地域からの利用しやすさを考慮したエントランスや、さくら通りから桜台通りへの主要動線を確保します。
- ・開放感のあるスペースとします。

青線：忠生スポーツ公園
第二次整備範囲



第4章 基本計画の内容

忠生スポーツ公園の配置図



※「プロムナード」とは、フランス語(promenade)が起源で、「散策」または車の通らない「散歩道」や「遊歩道」のこと。

第4章 基本計画の内容

各施設の利用イメージ

① 池の辺地区との接続エリア

- ◆ 池の辺地区と本地区にかけて高低差があるため、緩やかなスロープとする

② プロムナード※・イベントスペース

- (交通安全啓発活動、フリーマーケット、キッチンカーなど)
- ◆ 主要通路とイベントスペースを一体化した、「プロムナード・イベントスペース」とし、多目的に利用(交通安全啓発活動、フリーマーケット、キッチンカー、スケートボードなど)
 - ◆ 管理者が、季節ごとに多様なイベントを開催
 - ◆ 地域のイベントや行事を開催
 - ◆ 適度な日陰で過ごせる



例:交通安全啓発活動



例:スケートボード



例:らくがき広場

③ 管理棟・トイレ

- ◆ 各施設の受付、情報発信を行う
- ◆ トイレ、シャワー、更衣室を整備(トイレは男女4人程度+バリアフリートイレ1人分)
- ◆ 座学やミーティングなど、多目的に利用できるスペースを整備
- ◆ 保管:屋内に一定の保管機能を持つスペースを確保するとともに、必要に応じて資材倉庫(物置)を屋外に設置
- ◆ カフェ・売店:様々な世代が集い、地域コミュニティが活性化するような空間を整備(テラス)



④ ソフトボールグラウンド

- ◆ 簡易ベンチあり(屋根付き)
- ◆ ホームランポール(高さ5m)、外野(1.2m)、ファウル防球ネット(高さ7m程度)を想定
- ◆ 夜間利用は想定しない(ソフトボールに必要な照明の高さや照度は確保できない)
- ◆ 150人程度の観客席を設置、簡易スタンドとして軽量のアルミ素材を想定
- ◆ 軟式少年野球場としても利用可
- ◆ グラウンド周辺に物置を設置し、グラウンド整備用具等を保管



⑤ テニスコート

- ◆ コートは3面整備
- ◆ 周囲を囲むフェンスを設置
- ◆ ナイターを設置
- ◆ 軟式と硬式の併用可能
- ◆ コート周辺に物置を設置し、コート整備用具等を保管



⑥ フットサルコート

- ◆ コートは2面整備
- ◆ 周囲を囲むフェンスを設置
- ◆ ナイターを設置
- ◆ コート周辺に物置を設置し、コート整備用具等を保管



例:キッチンカー



※プロムナード・イベントスペース内のエリア分け(交通安全啓発活動、スケートボード、らくがき広場・キッチンカーなどの使い方は、一例を示したものです。

第5章 防災公園としての整備計画

発災時に防災公園としての機能が十分に発揮されるよう、防災上の役割・位置づけ等を整理します。

位置づけ：「町田市国土強靱化地域計画」より抜粋

推進方針3：オープンスペース確保・緑化推進	
具体的な取り組み	防災機能を有した都市公園を整備し、避難者の受け入れ、物資や資材の集積・分配、復旧活動のための資機材置場などの機能を果たすオープンスペースの確保に取り組みます。
事業名	忠生スポーツ公園整備事業

防災上の役割：時間軸ごとの運用想定

時間軸	発災前	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
		発災～ 2・3日程度	2・3日後 ～1・2週間程度	1・2週間 ～1ヶ月程度
防災公園としての役割 (忠生スポーツ公園)	防災に関する知識を学ぶ場 (町内会・自治会の防災訓練等での使用)	周辺人口集中地区から、避難者の受け入れ(避難広場)	救出・救助部隊の活動拠点、生活物資の集積・輸送拠点等	がれき置場※等

※がれき置場は、被害状況によっては発災から3日以内に開設する場合がある。また、復旧活動期以降も継続して活用する場合がある。

防災公園整備の方針

	内容
新たな防災拠点としての位置づけ	生活物資集積・輸送拠点やがれき置場等として活用できる、広大なオープンスペースを整備し、周辺地域の防災上の拠点とします。
一時避難地(避難広場)としての整備	<ul style="list-style-type: none"> ・テント等の設営を考慮した、舗装の整備。 ・一時避難地(避難広場)までは、バリアフリーでアクセスできるように整備。 ・プロムナード・イベントスペースと池の辺地区への接続部は大型車両でも通行できるように整備。 ・避難者出入口付近には、停電時も使用可能な照明灯の設置。 ・管理棟への飲料水や食糧、非常用トイレ等避難生活用品等の備蓄。

第6章 公園運営管理方針

町田市では、2022年度に策定した「町田市公園利用促進計画」において、「みんなであつかう町田の暮らしが好きになる公園」を基本理念に、市民や民間事業者と共に公園づくりを行うことを掲げています。

公園利用促進計画にかかげる基本方針

基本方針1：市民による公園づくりを行います。

基本方針2：民間事業者と共に魅力的な公園づくりを行います。

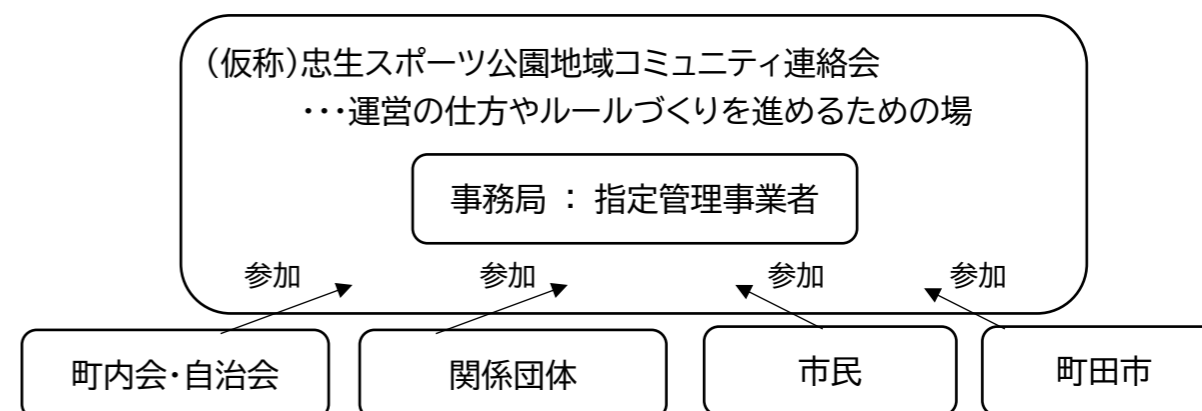
忠生スポーツ公園は、最終処分場の上部という特性を有します。最終処分場だった過去の経緯から、整備に当たっては周辺の町内会・自治会と締結した覚書に基づき、町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会で協議を重ねてきました。

運営管理に当たっても、過去の経緯を尊重し、地域のニーズに対応した柔軟な利用を図ります。

公園運営管理は、指定管理者制度による民間事業者への管理委託を想定しています。

さらに、公園利用者や地域住民が公園でやりたいことを実現できるように、公園利用者や地域が主役となって公園運営の仕方や公園でのルールづくりを進めるための仕組みづくりを行います。

イメージ図



第7章 整備に当たって必要な事項

基本計画を踏まえ、今後具体的な設計等を行うに当たり必要な事項について整理します。

配慮事項	内容
最終処分場の上部利用にあたっての注意事項	対象地は最終処分場であり、跡地利用に当たっては、最終処分場の法令等に準ずる必要があります。最終処分場施設としての機能に支障が生じないように、将来にわたって適切な管理・運営が必要です。 また、埋め立てた廃棄物へ影響が無いよう適切な構造物の選定、地下構造物の配置等の検討が必要です。
最終処分場の安全対策と適切な維持管理の継続	最終処分場から発生する浸出水や埋立ガスの管理、埋め立てた廃棄物への浸透をなるべく防ぐための雨水排水の管理、定期的な地盤高の確認、周辺環境影響を確認するためのモニタリング等、適切な安全対策と維持管理を継続します。
関連事業との調整	旧埋立地地区にある既存施設の移転・解体及び新規整備が必要です。
事業手法の検討	市では、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、多様なPPP/PFI手法を導入していく上で行う優先的検討の基本方針を示しています。 基本設計に向けては、これらの事業スキームの選定も検討し、サウンディング調査などの民間提案による、積極的な民間活力の導入を図っていきます。
周辺環境や景観への配慮	地域の特性を踏まえ、周辺環境に配慮した景観づくりを行うことで、まちの魅力を高めるとともに、市民が愛着を持ち、立ち寄りやすい公園を目指します。また、各施設の設えや備品は環境に配慮し、忠生地区の里山資材など、地域資源の活用も図ります。
第4章3で設定した利用イメージの実現に向けて検討が必要な事項	各施設の利用に向けて、今後以下に示す検討事項を含め、具体的な運営・管理手法を検討していきます。 ・大会やイベント等を同時開催する場合の駐車場の確保 ・スポーツ施設の位置関係を考慮したナイター設備や防球フェンスの設置 ・プロムナード・イベントスペースにおけるソフト事業 ・施設全体の利用や回遊性を考慮した動線 ・日陰やベンチなど、多世代の利用者が快適に滞在できる工夫 ・防犯・防災・暑さ対策や、利用者の安全確保(ケガや急病への対応) など

第8章 事業スケジュール

公園の供用開始は、2032年度を目標とします。2025年度までに既存施設の移転を完了し、2026年度から2028年度にかけて最終処分場の安全対策工事を実施します。

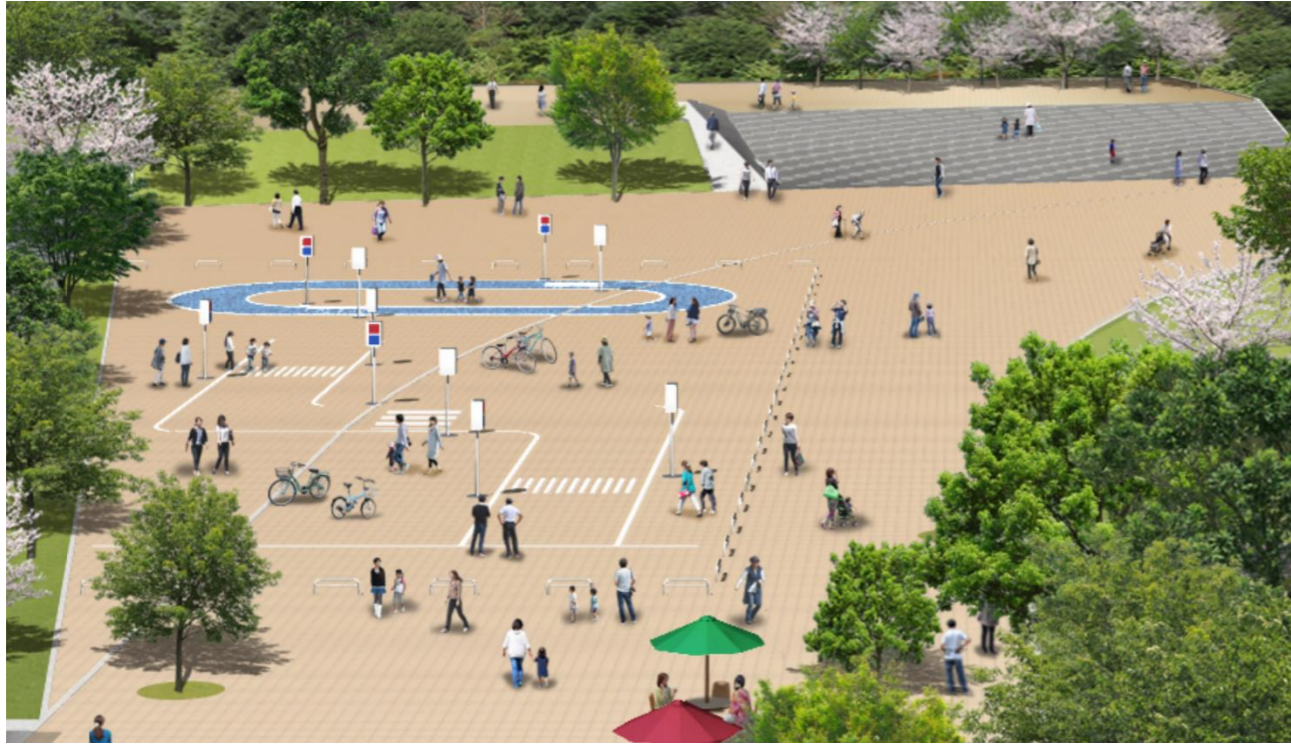
2026年度から公園基本設計、2029年度から公園工事に着手する計画です。

なお、各年度、町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会を随時開催し、進捗報告及び意見交換を行います。

項目	実施項目	(年度)									
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031		
最終処分場 安全対策	安全対策工事概略設計	■									
	安全対策工事詳細設計・環境調査		■								
	峠谷地区・旧埋立地地区安全対策工事			■							
公園整備	PFI導入可能性調査等事業手法の検討	■									
	公園基本設計			■ 都市計画決定 事業認可							
	公園実施設計					■					
	公園工事							■			
関連事業との調整	既存施設の移転・解体及び新規整備	■ ビンカン処理施設等の移転・解体									
		■ 土木公園サービスセンター資材置場の移転・整備									

公園完成パース図





プロムナード・イベントスペース利用イメージ



エントランス・管理棟周辺利用イメージ

この冊子は、40部作成し、1部あたりの単価は500円です(職員人件費を含みます。)

2024年3月14日・15日

行政報告資料 参考

環境資源部環境政策課

忠生スポーツ公園第二次整備基本計画 (峠谷地区・旧埋立地地区)



2024年3月



目 次

第1章 基本計画の策定に当たって	4
1. 基本計画策定の背景と目的	4
2. 上位・関連計画	5
3. 検討の体制と経過	6
第2章 対象地	9
1. 立地特性	9
2. 周辺施設	11
3. 対象地の状況	12
第3章 基本計画の基本的な考え方	15
1. 基本計画のコンセプト	15
2. 基本計画の方針	15
第4章 基本計画の内容	16
1. 施設配置計画（ゾーニング）	16
2. 忠生スポーツ公園の整備イメージ図	19
3. 各施設の利用イメージ	22
4. 公園完成パース図	39
第5章 防災公園としての整備計画	41
1. 忠生スポーツ公園の防災上の位置づけ及び役割	41
2. 避難圏域	42
3. 災害時利用計画図	43
4. 災害時の運用想定	44
第6章 公園運営管理方針	45
第7章 整備に当たって必要な事項	46
1. 最終処分場の上部利用にあたっての注意事項	46
2. 最終処分場の安全対策と適切な維持管理の継続	47
3. 関連事業との調整	48
4. 事業手法の検討	49
5. 周辺環境や景観への配慮	50
6. 第4章3で設定した利用イメージの実現に向けて検討が必要な事項	52
第8章 事業スケジュール	54
参考資料	55

第1章 基本計画の策定に当たって

1. 基本計画策定の背景と目的

(1) 基本計画の検討に至る経緯

基本計画の検討に至る経緯概要を図表 1-1 に示します。

- ・1982年 町田リサイクル文化センター稼働
- ・2011年5月 新たな熱回収施設等の検討開始
- ・2013年4月 「町田市資源循環型施設整備基本計画」策定
- ・2013年5月 「町田市資源循環型施設整備推進本部」設置
- ・2018年3月 「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」
(以下、「基本構想」という。)を策定
- ・2022年1月 町田市バイオエネルギーセンター稼働
- ・2022年4月 健康増進温浴施設「町田桜の湯」供用開始
- ・2023年9月 忠生スポーツ公園(池の辺地区)開園

図表 1-1 基本計画の検討に至る経緯概要

2018年3月に策定した基本構想に基づき、温浴施設「町田桜の湯」や忠生スポーツ公園(池の辺地区)は2023年9月までに整備を完了しています。

一方、峠谷地区・旧埋立地地区(以下、「本地区」という。)については、段階的な整備を行うこととし、整備の前提となる既存施設の移転及び最終処分場の閉鎖手続き方法の検討等を行ってきました。

2022年度時点で、ある程度の見込みが立ったことから、最終処分場上部を安全に利用するため、必要な対策を検討する「安全対策検討業務」を実施するとともに、本地区の開園目標を2032年度としました。

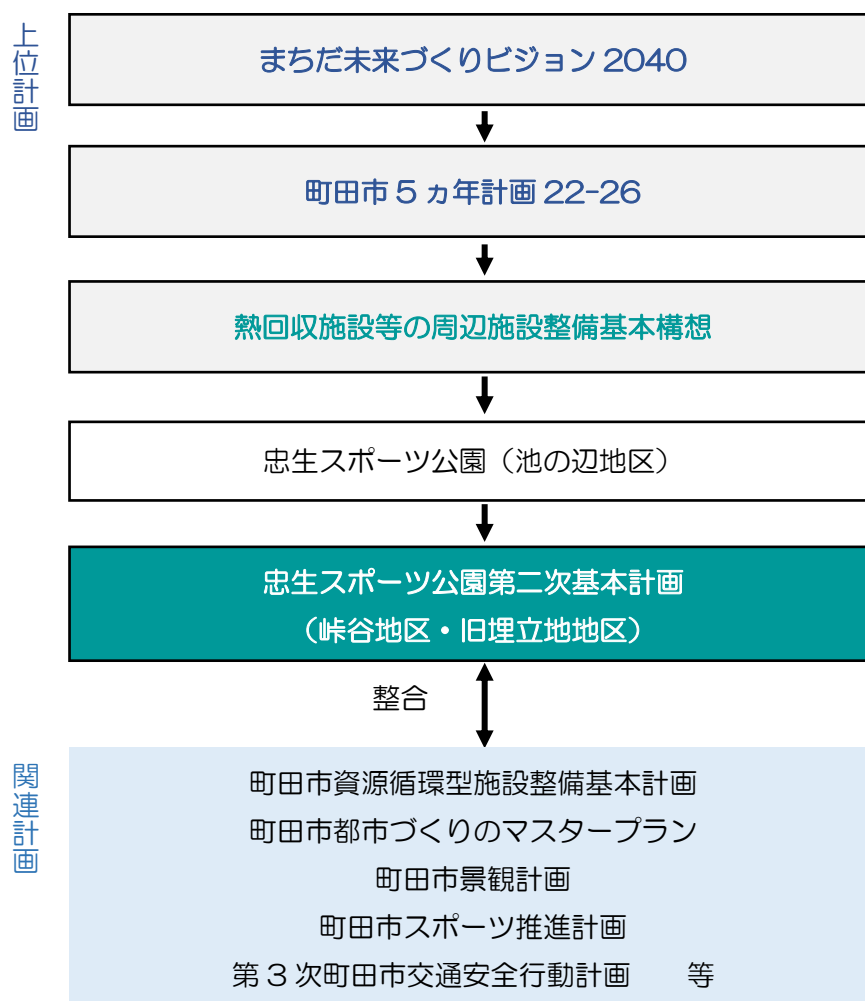
(2) 基本計画策定の目的

「忠生スポーツ公園第二次整備基本計画(峠谷地区・旧埋立地地区)」(以下、「基本計画」という。)では、2032年度の開園に向けて、各施設の利用イメージ及び事業スケジュールを具体的にすること、また、「安全対策検討業務」の状況を踏まえた現実的な施設配置を定めることを目的とします。各施設の設え(規模、舗装、素材、備品など)は、基本計画で定めた利用イメージの実現に適したものを、技術的發展を視野に入れて基本設計の段階で定めます。

2. 上位・関連計画

図表 1-2 に基本計画の位置づけを示します。

忠生スポーツ公園の整備は、町田市5ヵ年計画 22-26 の重点事業に位置付けられています。基本構想の考え方を尊重し、本地区の現況を整理した上で、基本計画を策定します。



図表 1-2 基本計画との位置づけ

3. 検討の体制と経過

(1) 町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会における検討

町田市バイオエネルギーセンター周辺の町内会・自治会と市とで構成する町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を開催し、基本計画の内容について検討を重ねました。

各回における主な意見と対応については、基本計画の参考資料に添付します。

開催年月日	概要
2023年5月22日	第12回検討委員会 ・策定の進め方、骨子について
2023年7月7日	第13回検討委員会 ・近隣施設の視察
2023年7月7日～21日	各町内会・自治会からの意見書提出 ・各施設の利用イメージについて、各町内会・自治会ごとに意見を提出
2023年9月21日	第14回検討委員会 ・基本計画の素案について ・各町内会・自治会からの意見の反映について
2024年2月8日	第15回検討委員会 ・基本計画の案について

図表 1-3 町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会の開催経過

(2) 各種競技団体等へのヒアリング

各施設の配置や利用イメージの参考とするため、町田市体育協会や各種競技団体にヒアリングを行いました。

各ヒアリングにおける主な意見と対応については、基本計画の参考資料に添付します。

ヒアリング年月日	団体名と主な意見
2023年5月30日	町田市体育協会
2023年6月1日	一般社団法人町田サッカー協会 <ul style="list-style-type: none"> フットサルコートは2面で市の大会が開催可能。 日常的には、社会人が終業後に使うことが多いので、平日の夕方からの利用が想定される。
2023年6月3日	町田市ソフトテニス連盟 <ul style="list-style-type: none"> 2面のテニスコートは、横並びに配置してほしい。
2023年6月5日	町田市ソフトボール連盟 <ul style="list-style-type: none"> ソフトボール専用のグラウンドとしてほしい。 春秋のリーグ戦（公式戦）が実施できる規格としてほしい。
2023年6月9日	町田市テニス協会 <ul style="list-style-type: none"> 2面のテニスコートは、縦/横並びどちらでもかまわない。地域の方による日常的な利用が想定される。
2023年11月8日	町田市体育協会・一般社団法人町田サッカー協会 <ul style="list-style-type: none"> フットサルコートはテニスコートと兼用にするなど、2面確保できるよう検討してほしい。
2024年1月	各団体にアンケートを実施し、本地区で開催を想定する大会を確認。

図表 1-4 各種競技団体等へのヒアリング経過

(3) 町田市資源循環型施設整備推進本部・周辺まちづくり検討専門部会の開催

町田市では、町田市バイオエネルギーセンター等の整備に伴い、施設周辺のまちづくり及び施設の整備に関することについて、全庁的に調査・検討に当たるため、市長を本部長、各部長を本部員とした「町田市資源循環型施設整備推進本部（以下「推進本部」という。）」を2013年5月に設置しています。また、各課長を部会員とした「周辺まちづくり検討専門部会（以下「専門部会」という。）」を2015年11月に設置しています。

各回における主な意見と対応については、基本計画の参考資料に添付します。

開催年月日	概要
2023年4月17日	第48回 専門部会会議 ・策定の進め方、骨子について
2023年5月30日	第36回 推進本部会議 ・策定の進め方、骨子について
2023年6月29日	第49回 専門部会会議 ・基本計画の素案について
2023年10月3日	第37回 推進本部会議 ・基本計画の素案について
2023年11月9日	第50回 専門部会会議 ・基本計画の案について
2024年1月30日	第39回 推進本部会議 ・基本計画の案について

図表 1-5 推進本部及び専門部会の実施状況

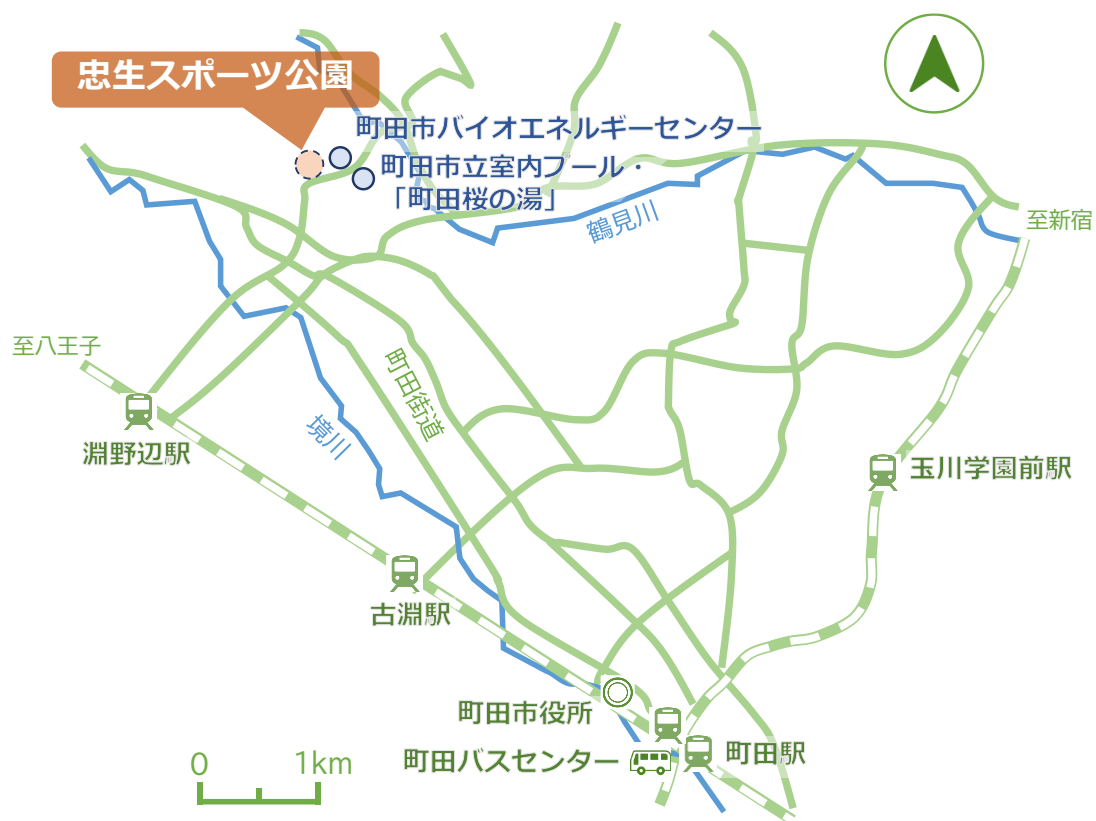
第2章 対象地

1. 立地特性

(1) 広域案内図

対象地（本地区）は、町田市北西部に位置し、町田市バイオエネルギーセンターと隣接しています。忠生地区の南側には都道 47 号（町田街道）が北西から南東にかけて、東側には都道 155 号（町田平山八王子線）が南北に通っています。施設の前を通るさくら通りは、こと座通りを経て淵野辺駅まで直通しており、淵野辺駅をさらに南へ進むと国道 16 号が北西から南東にかけて通っています。

本地区へのアクセスは、町田駅の町田バスセンターからのアクセスが主流です。

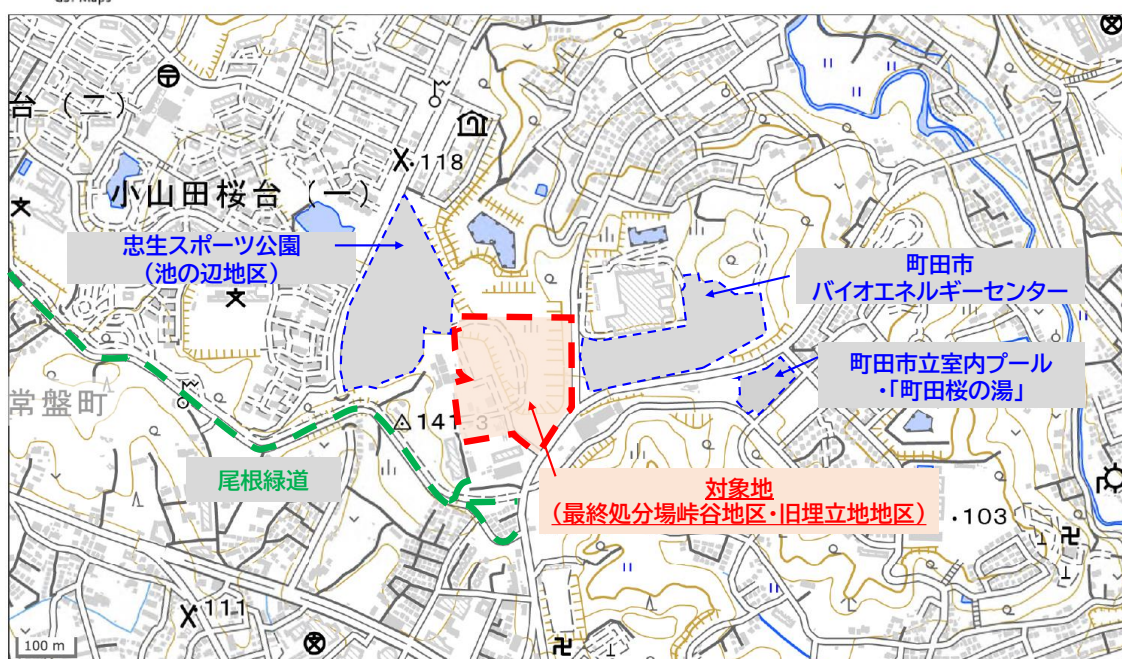


図表 2-1 広域案内図

(2) 周辺図

本地区周辺には、町田市バイオエネルギーセンター、町田市立室内プール、健康増進温浴施設「町田桜の湯」、忠生スポーツ公園（池の辺地区）、尾根緑道などがあります。住宅地が多いことから、本地区が公園として整備されることで、周辺施設の回遊性と地域全体の賑わい向上が期待でき、また、災害時の防災拠点としての活用も見込まれます。

地理院地図



図表 2-2 地形図（本地区周辺の状況）

(3) 景観・眺望

本地区周辺には、大規模な中高層住宅団地である小山田桜台団地があり、区画整理が行われた住宅地が広がるなど、面的に整備されたまち並みが形成されています。

また、それらの住宅地を中心に丘陵地の樹林や農地なども広域的に広がっており、隣接する忠生スポーツ公園（池の辺地区）からは、北東方向に小山田緑地の緑が見渡せます。



写真 1 小山田緑地（池の辺地区からの眺望）

2. 周辺施設

周辺施設の概要を図表 2-2 に示します。周辺施設と公園が求められる効果を十分に発揮し、利用者がより快適に利用できるよう、それぞれの施設の特徴を活かした運営を行います。

施設名	写真	概要
町田市バイオエネルギーセンター		生ごみのバイオガス化施設とごみ焼却施設を一体的に整備した施設です。
町田市立室内プール (プール棟及び町田桜の湯)		プール棟と温浴棟が併設した施設です。多目的室やトレーニング室等複合的な設備を備えています。
忠生スポーツ公園 (池の辺地区)		園内には、芝生広場、複合遊具や健康遊具、500m のジョギングコースや散策路、3人制のバスケットボールコートやテニスの壁打ち場などが整備されています。
尾根緑道		遊歩道が整備され、富士山や丹沢の山々を望むことができます。

図表 2-3 周辺施設の概要

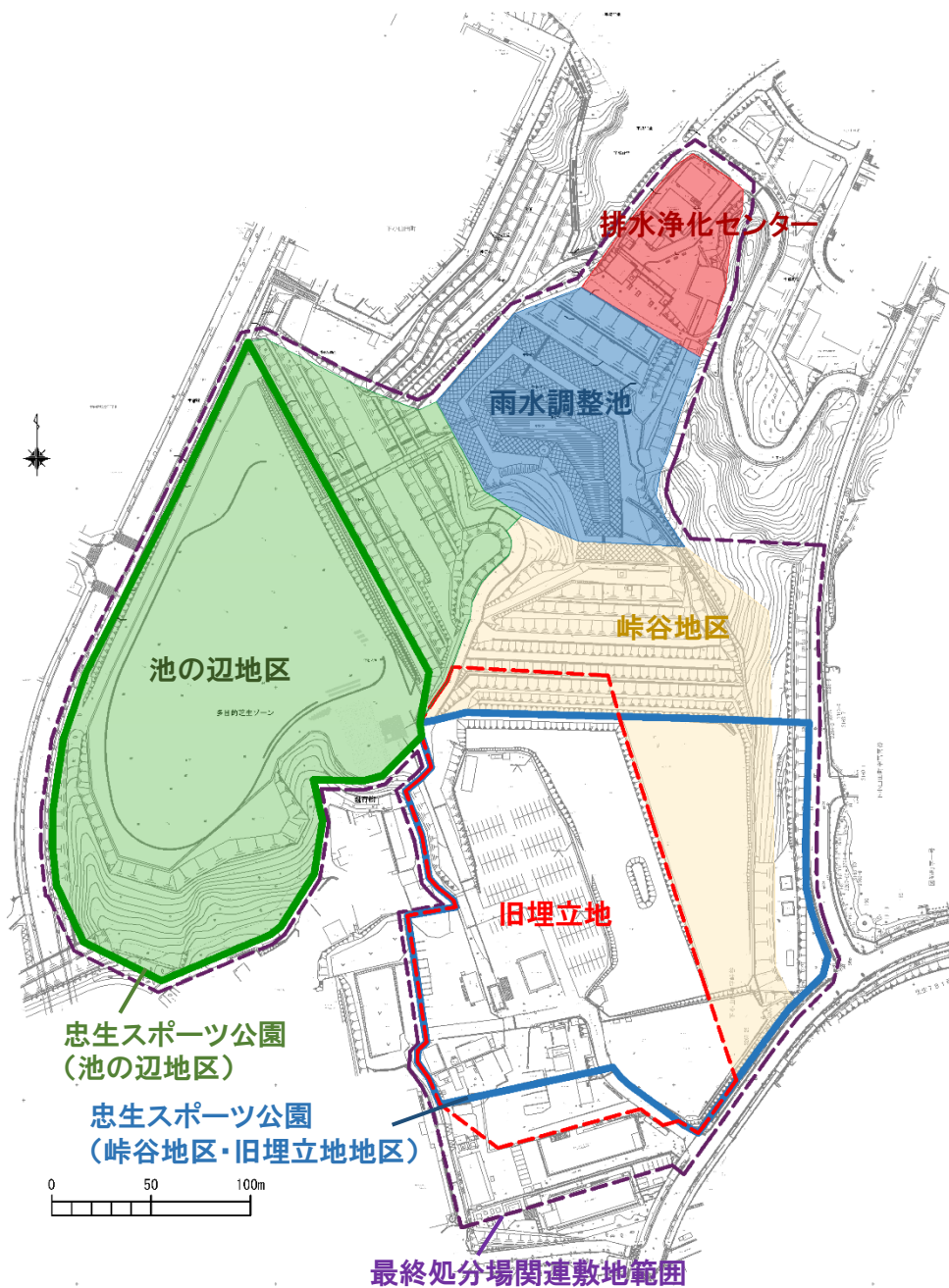
3. 対象地の状況

(1) 現在の利用状況

対象地は、最終処分場峠谷地区と旧埋立地地区から構成されています。

峠谷地区は、2003年をもって埋め立てを休止し、上部を安全に利用できる形で閉鎖手続きができるよう安全対策を進めています。

旧埋立地地区は、駐車場やビン選別施設、カン資源化施設、土木・公園サービスセンターの資材置場として活用しています。



図表 2-4 本地区の利用状況

■ 峠谷地区



峠谷地区（平たん部）



峠谷地区（斜面部）

■ 旧埋立地地区



リサイクル広場



土木・公園サービスセンターの資材置場



ビン選別施設



カン資源化施設

(2) 面積

図表 2-4 のうち公園として整備する範囲の面積は約 3.6ha となっています。

なお、峠谷地区のうち北側斜面部は、急勾配かつ視認性が悪いことから公園整備範囲の対象外としました(第3回町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会(2019年1月)において確認)。

(3) 安全対策の必要性

現状、本地区から地下水等への環境影響は確認されていません。ただし、旧埋立地地区は最終処分場の構造基準が策定される前にごみを埋め立てた土地のため、今後も地下水等に環境影響が出ないように対策する必要があります。上部を公園として利用していくにあたり、峠谷地区も含めて、より安全が確保できるよう対策を行います。

第3章 基本計画の基本的な考え方

1. 基本計画のコンセプト

～ 最終処分場等上部公園の整備におけるコンセプト ～

さまざまな世代が憩い、体力づくりもできる広場

全体として子どもから高齢者までさまざまな世代が集まり、憩うとともに、スポーツを楽しみながら体力づくりができる空間をつくることとします。

2. 基本計画の方針

～ 基本計画の方針及び前提条件 ～

地域活性の
ための
スポーツ・
イベントス
ペース

- ✚ テニスコート、フットサルコート及びソフトボールグラウンドを配置し、スポーツを楽しむことが出来る空間を整備します。
- ✚ 学び・触れあい・地域コミュニティの活性化を促すイベントスペースを整備します。

敷地周辺と
のつながり
を踏まえた
空間づくり

- ✚ 周辺地域からの利用のしやすさを考慮した出入口・動線を確保します。
- ✚ 開放的かつ多様な活用が可能な空間を創造します。
- ✚ 災害時には防災拠点として活用します。

環境への
配慮

- ✚ 埋め立てた廃棄物に影響を与えないよう敷地上部を活用します。
- ✚ まとまりのある緑の景観を維持・保全するとともに、周辺の自然環境と調和した緑化に配慮します。
- ✚ 敷地上部の活用が図られた以降も最終処分場施設としての機能に支障が生じないよう、将来にわたって適切な管理・運営が必要です。

第4章 基本計画の内容

1. 施設配置計画（ゾーニング）

（1）本地区の特性

図表 4-1 に本地区の特性を整理します。峠谷地区と旧埋立地地区で特性が異なるため、それぞれの特性を考慮した施設配置が必要となります。

地区	特性
峠谷地区	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物上部に十分な盛土があり、埋め立てた廃棄物や最終処分場施設の構造に影響を与えない範囲で建造物の建築が可能。 ・斜面部に面しており、開放感がある。
旧埋立地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として建造物や高木の配置が不可。 ・さくら通り及び池の辺地区と接続している。

図表 4-1 本地区の特性

（2）基本構想を継承したゾーニング

図表 4-2 に示した特性を考慮し、基本構想では整備の方向性を整理しています。基本計画では、基本構想の方向性を継承するとともに、「安全対策検討業務」の結果を踏まえたゾーニングを行いました（図表 4-2 参照）。

地区	基本構想	基本計画
峠谷地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦部を活用した、複数のスポーツ専用のグラウンドの整備。 ・専用グラウンドとして、ソフトボールグラウンド、テニスコート、フットサルコートを整備。 ・テニスの壁打ち、スケートボード練習場の整備を検討。 ・峠谷地区を周回できるジョギングやウォーキングコースの整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物や最終処分場施設の構造に影響を与えない範囲でスポーツ専用グラウンドや管理棟を配置 ・最終処分場施設の維持管理上、考慮すべき事項を反映した配置 ・池の辺地区に整備 ・峠谷地区・旧埋立地地区へ全面的に整備
旧埋立地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールやマナー等を楽しみながら学ぶことができる「交通公園」の整備 ・駐車場、駐輪場、管理施設など、玄関口にふさわしい空間や機能の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦部及び起伏部それぞれの特徴を活かし、交通安全啓発活動をはじめとしたイベントスペースの創出 ・周辺地域からの利用やすさを考慮したエントランスや、さくら通りから桜台通りへの主要動線を確保。 ・ごみの埋立高さや分布を考慮した上部利用施設の配置

図表 4-2 基本構想を踏まえた基本計画におけるゾーニング

施設配置計画（ゾーニング）

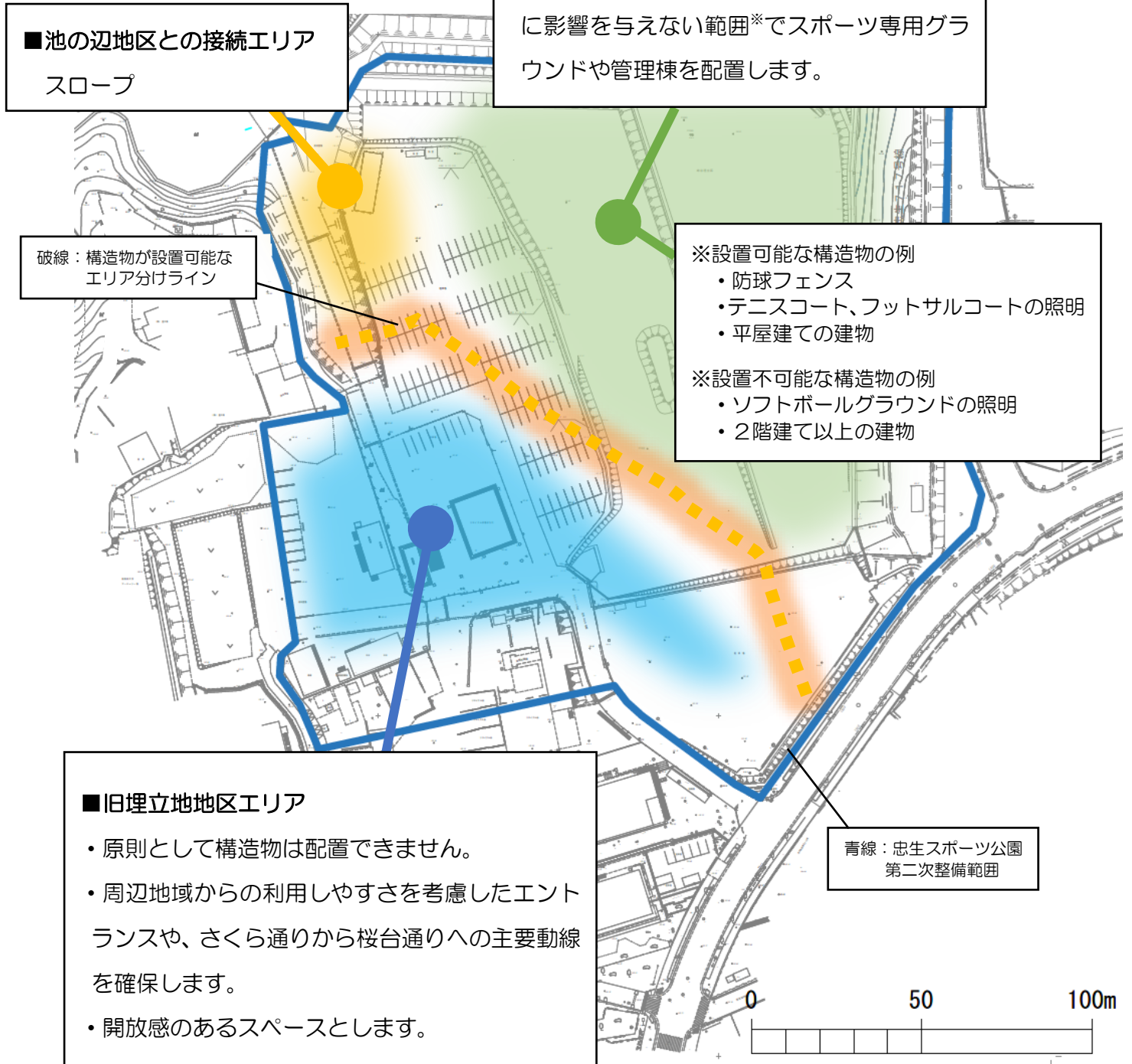
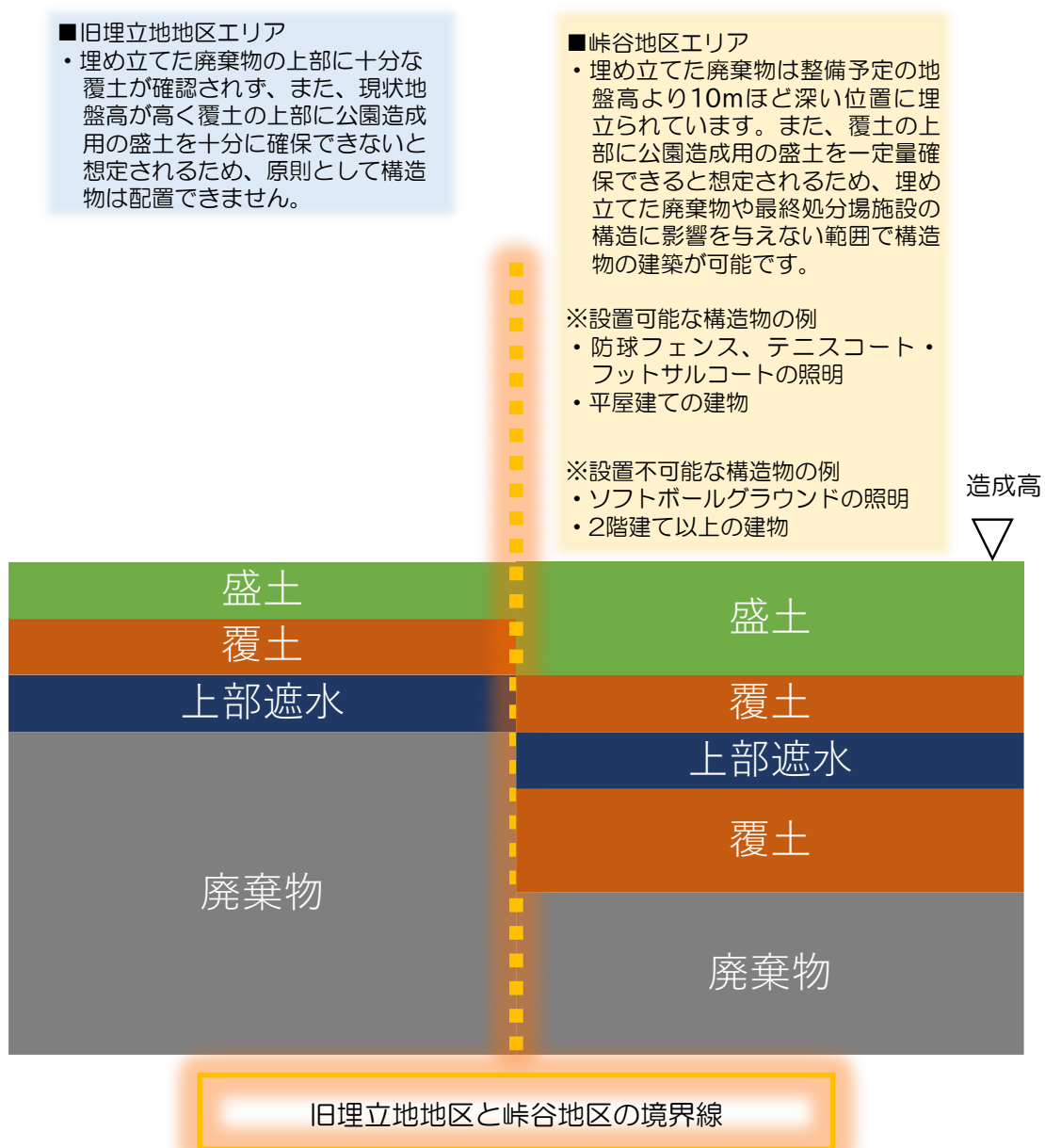


図 4-3 ゾーニング



図表 4-4 廃棄物の埋め立て状況のイメージ図

2. 忠生スポーツ公園の整備イメージ図

整備イメージとして施設配置図を図表 4-5 に、平面図を図表 4-6 及び図表 4-7 に示します。

忠生スポーツ公園の配置図

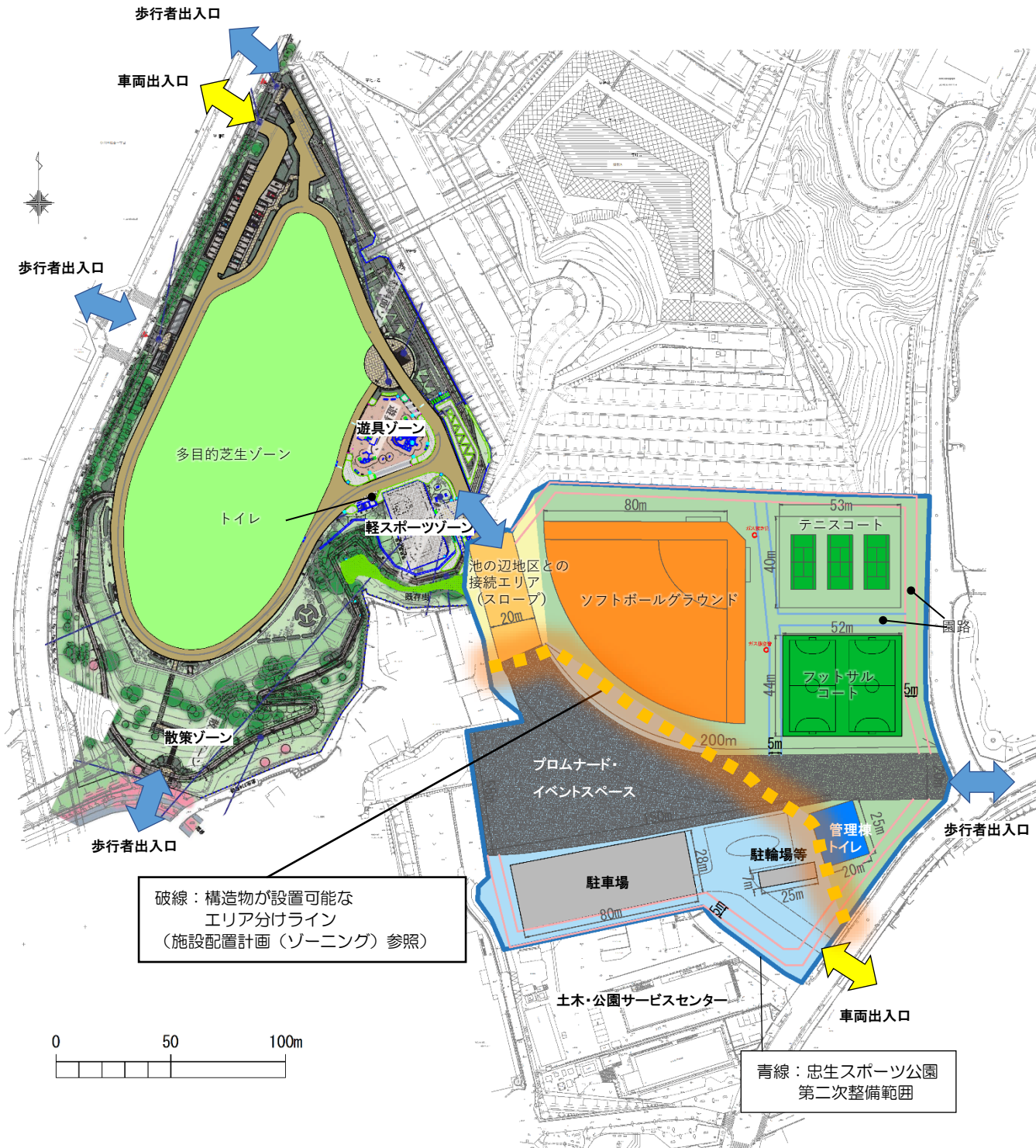


図 4-5 整備イメージ図（施設配置図）

忠生スポーツ公園の平面図



図 4-6 整備イメージ図（平面図（忠生スポーツ公園全体））



図 4-7 整備イメージ図（平面図（本地区））

※プロムナード・イベントスペース内のエリア分け（交通安全啓発活動・らくがき広場・キッチンカー・スケートボードなどの使い方）は、一例を示したものです。

3. 各施設の利用イメージ

(1) 在園者数（最大時在園者数）の試算

ア 公園利用者数の設定

本地区の利用者数は「令和3年度都市公園利用実態調査（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）」のデータ¹を用いて推計しました。

公園利用者数は、公園を出入りした人数を示す「入園者数」や「退園者数」と、公園に滞在している人数を示す「同時在園者数」があります。本計画においては、公園利用のピークに対応するため「同時在園者数」を基に検討します。

イ 対象とする公園種

「令和3年度都市公園利用実態調査」は、街区公園から国営公園までの都市公園を対象に種別ごとに統計データが示されていますが、本地区の性質や面積を踏まえ「総合公園」のデータを参考に検討をしました。

ウ 最大時在園者数の試算

平均的なピーク時の利用者数を試算するため、同時在園者数の総和が最大となった時間帯における人数「最大時在園者数」を用い試算しました。最新年の実績は、令和3年となりますが、新型コロナウイルス感染症の流行による在園者数への影響を考慮し、平成19年、平成26年、令和3年の平均値（加重平均）で試算を行います（図表10 赤枠実績参照）。

試算の結果、最大時在園者数は平日で54人、休日で137人となりました。

¹ 地方公共団体および国営公園を対象に実施された調査で、昭和41年度より5年から7年に1度、合計10回実施されています。令和3年度は、平日及び休日の各1日間で計309箇所（うち運動公園は45箇所）を対象に調査が実施されています。

- ha 当たり最大時在園者数平均値（平日）

$$= \text{最大時在園者数（平成19年 + 平成26年 + 令和3年）} \div \text{利用可能面積（平成19年 + 平成26年 + 令和3年）}$$

$$= (280 + 358 + 178) \div (19.449 + 19.525 + 17.370)$$

$$= 15^{*1}$$
- ha 当たり最大時在園者数平均値（休日）

$$= \text{最大時在園者数（平成19年 + 平成26年 + 令和3年）} \div \text{利用可能面積（平成19年 + 平成26年 + 令和3年）}$$

$$= (654 + 999 + 448) \div (19.449 + 19.525 + 17.370)$$

$$= 38^{*1}$$
- 最大時在園者数（平日） = ha 当たり最大時在園者数 × 公園面積

$$= 15 \text{ 人/ha} \times 3.6\text{ha}^{*2}$$

$$= \underline{54 \text{ 人}}^{*1}$$
- 最大時在園者数（休日） = ha 当たり最大時在園者数 × 公園面積

$$= 38 \text{ 人/ha} \times 3.6\text{ha}^{*2}$$

$$= \underline{137 \text{ 人}}^{*1}$$

※1：小数点以下切り上げ。

※2：本地区における面積（池の辺地区は含まれない）

第4章 基本計画の内容

		利用可能面積 (ha/ヶ所)	最大時在園者数 (人/ヶ所)		ha当たり最大時在園者数 (人/ha)		最大時1人当たり占有面積 (㎡/人)	
			平日	休日	平日	休日	平日	休日
運動公園	51年	27.711	532	1,410	19	51	521	197
	57年	14.051	1,523	2,108	108	150	92	67
	63年	15.627	1,210	2,155	77	138	129	73
	6年	17.880	479	2,028	27	113	373	88
	13年	18.600	506	996	27	54	368	187
	19年	19.924	321	1,348	16	68	621	148
	26年	21.113	405	1,168	19	55	521	181
	3年	16.910	182	956	11	57	930	177
総合公園	51年	23.109	520	1,374	23	59	444	168
	57年	15.498	873	1,868	56	121	178	83
	63年	15.842	849	1,519	54	96	187	104
	6年	15.250	736	1,175	48	77	207	130
	13年	23.900	606	943	25	39	394	253
	19年	19.449	280	654	14	34	696	297
	26年	19.525	358	999	18	51	546	195
	3年	17.370	178	448	10	26	976	388
広域公園	51年	29.368	1,198	1,413	41	48	245	208
	57年	33.115	1,539	6,642	46	201	215	50
	63年	43.949	447	2,212	10	50	983	199
	6年	31.760	645	1,842	20	58	492	172
	13年	62.700	502	935	8	15	1,249	671
	19年	45.181	577	1,417	13	31	783	319
	26年	52.638	547	1,717	10	33	963	307
	3年	50.106	613	1,190	12	24	817	421
国営公園	63年	46.074	1,811	5,246	39	114	254	88
	6年	141.500	2,095	8,232	15	58	675	172
	13年	80.527	1,156	2,555	14	32	697	315
	19年	77.084	963	4,516	12	59	800	171
	26年	92.832	1,269	5,148	14	55	731	180
	3年	135.532	564	2,660	4	20	2,405	509
全体	19年	15.020	213	700	14	47	705	215
	26年	18.240	276	872	15	48	661	209
	3年	19.345	166	532	9	27	1,167	364

※利用可能面積＝対象公園の利用可能面積の総和／対象公園数
 (利用可能面積は、公園の開設面積から水面、植栽地等、直接利用できない区域を除いた面積)
 最大時在園者数＝対象公園の同時在園者数の総和が最大となった時間帯における同時在園者数の総和／対象公園数
 ha 当たり最大時在園者数＝最大時在園者数／利用可能面積
 最大時1人当たり占有面積＝利用可能面積／最大時在園者数

出典：令和3年度都市公園利用実態調査(国土交通省 都市局 公園緑地・景観課)

図表 4-8 最大時在園者数

(2) 駐車場必要台数の試算と基本計画における設定台数

ア 総合公園としての駐車場必要台数

総合公園としての駐車場必要台数は、「最大時在園者数（休日）」を基に、交通手段に占める自家用車の利用率や 1 台あたりの同乗人数を考慮し、以下の式により試算します。

$$\begin{aligned}
 \bullet \text{ 駐車場必要台数} &= \text{最大時在園者数（休日）} \times \text{自家用車利用率} \times \text{同乗率} \\
 &= 137 \text{人} \div 2.5 \text{人/1台}^{\ast 1} \times 59.8\%^{\ast 2} \\
 &= \underline{33 \text{台}} \text{（うち2台を障がい者用専用区画とする。）}^{\ast 3, 4}
 \end{aligned}$$

※1：平均的な自動車同乗率である 2.5 人/台を使用する（史跡を活用した国営公園の整備検討業務要約編 国土交通省 参照）。

※2：総合公園の自家用車利用率：令和3年実績 59.8%。

※3：「障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン」（東京都 2013 年）より、「障がい者用駐車区画 は全駐車台数が 200 以下の場合、全駐車台数 1/50 以上」に基づく。

※4：小数点以下切り上げ。

単位：%

	徒歩	自転車	バイク	自動車	バス、電車等の公共交通	貸切バス	その他	無効	無回答	回答数(票)
街区公園	55.6	23.6	0.4	16.5	3.1	0.0	0.3	0.3	0.1	992
近隣公園	44.7	17.6	0.8	28.9	5.9	0.0	0.5	1.1	0.5	2,700
地区公園	36.3	14.2	1.4	42.4	4.1	0.3	0.1	0.6	0.6	3,622
運動公園	20.6	11.4	1.7	59.4	5.0	0.3	0.2	0.9	0.3	8,035
総合公園	22.6	9.6	1.1	59.8	5.1	0.1	0.3	0.8	0.5	12,530
広域公園	9.1	7.3	0.8	75.9	5.5	0.2	0.2	0.6	0.5	7,347
国営公園	3.2	4.3	0.5	83.4	6.9	0.7	0.6	0.4	0.1	6,297
全体	20.3	10.0	1.1	61.6	5.3	0.3	0.3	0.7	0.4	41,523

出典：令和3年度都市公園利用実態調査（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）

図表 4-9 交通手段

イ 各競技（ソフトボール、フットサル、テニス）大会開催時の駐車場必要台数

各競技大会開催時の駐車場必要台数は、自家用車利用率と同乗率は p.22 の条件と同様とし、各競技の大会参加者人数は図表 4-10 の条件より設定し、試算しました。

競技	参考
ソフトボール	<ul style="list-style-type: none"> ● 「中央競技団体现況調査 2020 年度調査報告書（笹川スポーツ財団）」より、1 チームあたりの登録者数（20 人）を設定 ● 「第79回東京都一般男子春季ソフトボール大会（東京都ソフトボール協会）」より、1 日あたりの試合数（4 試合）を設定。
フットサル	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般財団法人日本フットサル連盟 HP より、1 チームあたりの登録者数（12 人（プレイヤー5 人+交代要員 7 人））を設定 ● 東京都フットサル連盟 HP より「第 26 回東京都フットサル 1 部リーグ 2023」の 1 日あたり試合数（5 試合）を参考に設定。
テニス	<ul style="list-style-type: none"> ● 「令和元年度 テニス環境等実態調査 報告書（令和 2 年（2020 年）3 月、公益財団法人 日本テニス協会）より、2019 年度に開催した一般オープン大会の延べ大会数（4,226 大会）及び延べ参加人数総数（97,437 人）より、1 大会あたり 21 人と試算（ただし、コート数等の条件は考慮されていない）。

図表 4-10 大会参加者人数の設定条件

- ・ソフトボール大会開催時の駐車場必要台数
 - = 大会参加者数（20 人/1 チーム× 2 × 4 試合/日）
 - × 自家用車利用率 × 同乗率
 - = 160 人 ÷ 2.5 人/1 台 × 59.8%
 - = 39 台（小数点以下切り上げ）
- ・フットサル大会開催時の駐車場必要台数
 - = 大会参加者数（12 人/1 チーム× 2 × 5 試合/日）
 - × 自家用車利用率 × 同乗率
 - = 120 人 ÷ 2.5 人/1 台 × 59.8%
 - = 29 台（小数点以下切り上げ）
- ・テニス大会開催時の駐車場必要台数
 - = 21 人 ÷ 2.5 人/1 台 × 59.8%
 - = 6 台（小数点以下切り上げ）

ウ 駐車場必要台数

以上の試算から、基本計画における駐車場設定台数は、107 台（総合公園 33 台＋ソフトボール大会 39 台、フットサル大会 29 台、テニス大会 6 台）とします。

(3) 駐輪場必要台数の試算と基本計画における設定台数

ア 総合公園としての駐輪場必要台数

総合公園として必要な駐輪場台数は、「最大時在園者数（休日）」を基に、図表 4-10 に示した交通手段に占める自転車の利用率（9.6%）を考慮し、以下の式により試算します。

$$\begin{aligned} \text{駐輪場必要台数} &= \text{最大時在園者数（休日）} \times \text{自転車利用率} \\ &= 137 \text{ 人} \times 9.6\% \\ &= \underline{14 \text{ 台}} \text{（小数点以下切り上げ）} \end{aligned}$$

イ 各競技（ソフトボール、フットサル、テニス）大会開催時の駐輪場必要台数

各競技大会開催時の駐輪場必要台数は、各競技の大会参加者人数より試算しました。

$$\begin{aligned} \text{ソフトボール大会開催時の駐輪場必要台数} &= 160 \text{ 人} \times 9.6\% \\ &= \underline{16 \text{ 台}} \text{（小数点以下切り上げ）} \\ \text{フットサル大会開催時の駐輪場必要台数} &= 120 \text{ 人} \times 9.6\% \\ &= \underline{12 \text{ 台}} \text{（小数点以下切り上げ）} \\ \text{テニス大会開催時の駐輪場必要台数} &= 21 \text{ 人} \times 9.6\% \\ &= \underline{3 \text{ 台}} \text{（小数点以下切り上げ）} \end{aligned}$$

ウ 駐輪場必要台数

以上の試算から、基本計画における駐輪場設定台数は、45 台（総合公園 14 台＋ソフトボール大会 16 台、フットサル大会 12 台、テニス大会 3 台）とします。

(4) トイレの必要数の試算と基本計画における設定数

ア 総合公園としてのトイレ必要数

総合公園としてのトイレ必要数は、最大時在園者数（休日）に便所同時利用率を設定して試算します。

$$\begin{aligned} \text{・トイレ必要数（必要穴数）} &= \text{最大時在園者数（休日）} \times \text{便所の同時利用率}^* \\ &= 137 \text{ 人} \times 1.37\% \text{（1 穴/73 人）} \\ &= 1.9 \text{ 穴} \\ &\approx \underline{2 \text{ 穴}} \text{（小数点以下切り上げ）} \end{aligned}$$

※：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）（平成29年9月、国土交通省）より都市公園実測値例を参照。

イ 各競技（ソフトボール、フットサル、テニス）大会開催時のトイレ必要数

各競技（ソフトボール、フットサル、テニス）大会開催時のトイレ必要台数を試算します。

$$\begin{aligned} \text{・ソフトボール大会開催時のトイレ必要数} &= \text{大会参加者数} \times \text{便所の同時利用率} \\ &= 160 \text{ 人} \times 1.37\% \\ &= 2.19 \text{ 穴} \\ &\approx \underline{3 \text{ 穴}} \text{（小数点以下切り上げ）} \\ \text{・フットサル大会開催時のトイレ必要数} &= \text{大会参加者数} \times \text{便所の同時利用率} \\ &= 120 \text{ 人} \times 1.37\% \\ &= 1.64 \text{ 穴} \\ &\approx \underline{2 \text{ 穴}} \text{（小数点以下切り上げ）} \\ \text{・テニス大会開催時のトイレ必要数} &= \text{大会参加者数} \times \text{便所の同時利用率} \\ &= 21 \text{ 人} \times 1.37\% \\ &= 0.29 \text{ 穴} \\ &\approx \underline{1 \text{ 穴}} \text{（小数点以下切り上げ）} \end{aligned}$$

以上の試算から、基本計画におけるトイレ設定数は8穴（男4人分＋女4人分、計8人分）となりますが、これに誰でもトイレ1穴を加えて、計9穴の設置計画とします（男：小3・大1、女：大4、誰でもトイレ：1）。

(5) プロムナード・イベントスペース

主要通路とイベントスペースを一体化した「プロムナード²・イベントスペース」として、交通安全啓発活動、フリーマーケット、キッチンカーなど多目的に利用できるよう整備します。また、目的なく立ち寄った方もくつろげるよう、適度な日陰やベンチ等を設置し、快適に過ごせるよう整備します。

管理者が季節ごとに多様なイベントを開催したり、地域の団体がイベントや地域行事を開催したりできるような場所とします。

旧埋立地区の一部では、ごみの埋立状況から造成面がプロムナード・イベントスペースに比べ高くなりますが、公園全体を見渡せるフリースペースとして整備し、プロムナード・イベントスペースに向けては、緩やかな小段やスロープを整備します。

<p>通常時の機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・段差のないフラットな広場 ・池の辺地区へつながる主要通路（＝プロムナード） ・心地よく歩ける、楽しく歩ける ・適度な日陰で過ごせる 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・親子でのストライダーや自転車の練習場 	
		<p>・らくがき広場</p>

図表 4-11 プロムナード・イベントスペース

² 「プロムナード」とは、フランス語（promenade）が起源で、「散策」または車の通らない「散歩道」や「遊歩道」のこと。

イベント
・交通安全啓発
活動

- ・白線等で路上を想定した交通講座
- ・歩道、車道が分かれている広めの道を想定できる十分なスペース
- ・自転車用8の字や一本橋等の練習
- ・隣接した管理棟の倉庫に必要な資機材を収納
- ・管理棟の貸出スペースで座学もできる



イベント
・フリーマーケット
・キッチンカー

- ・オープンスペースを活用したフリーマーケットの開催やキッチンカーによる出店



<p>スケートボード、 ロングスケートボ ード、インライン スケートなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 可動式セクションを管理棟倉庫に収納貸し出して中級者から上級者までスケートボードを楽しめる • 初心者や子ども向けのスケートボード教室が開催可能 
<p>池の辺地区 との接続 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 池の辺地区と本地区にかけて高低差があるため、緩やかなスロープを設置 • 縦断勾配（スロープ）は、高齢者及び車いす使用者等が円滑に利用できるよう5%以下とする*。 • 車いす使用者等が転落するおそれのある場所には、さく等危険防止のための設備を設置 <p>※都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（平成24年3月、国土交通省）を参考</p>
<p>その他機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> • スポーツ大会時の臨時駐車場 • 災害時の避難場所 • 地域のイベントや行事の開催

(6) 管理棟・トイレ

公園全体の管理と運営を行い、来園者の受付や情報発信を行う施設とします。

プロムナードのエントランスとなるさくら通り側に設置することで、公園利用者や周辺住民が利用しやすい施設とします。また、車両利用者への対応がスムーズにできるように、駐車場近くに設置します。

管理棟の機能としては、トイレやシャワー等の施設に加え、座学やミーティングが開催できる多目的室を整備します。

管理棟仕様	建築面積：500㎡（20m × 25m） 1階建て
機能	受付：各施設の受付、情報発信 トイレ・シャワー・更衣室： トイレは男女それぞれ4人分程度+誰でもトイレ1人分* 多目的室：座学やミーティングなど、多目的に利用できるスペース 保管：屋内に一定の保管機能を持つスペースを確保するとともに、 必要に応じて資材倉庫（物置）を屋外に設置 カフェ・売店：様々な世代が集い、地域コミュニティが活性化する ような空間を整備します。（テラス）

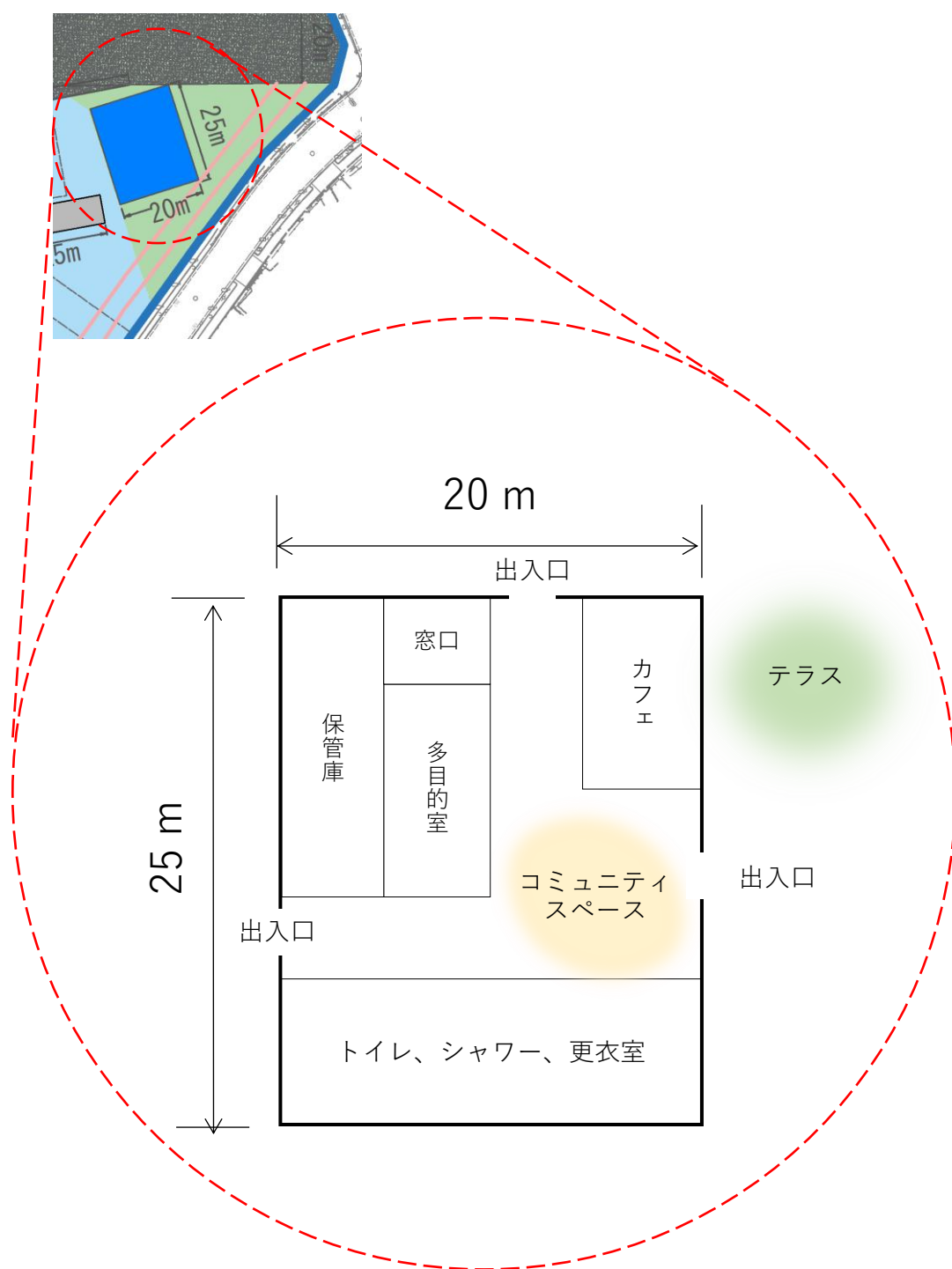
※トイレ数は p.25 「(4) トイレの必要数の試算と基本計画における設定数」で検討

図表 4-12 管理棟・トイレの利用イメージ



出典：相原中央公園 HP

写真2 相原中央公園管理棟



※ 図表 4-12 で想定するイメージを管理棟のスケール感に合わせて作成したイメージ図であり、完成した設計図ではない。各部屋の配置やトイレ等の詳細な設計については基本設計段階で検討する。

図表 4-13 管理棟内の利用イメージ

(7) ソフトボールグラウンド

ソフトボールグラウンドは、小学生から社会人まで多世代の利用が可能となるよう整備します。また、標準的なソフトボール場の規格（図表 4-14）に沿った設計とすることで、大会も開催できる施設として整備します。

周囲についてはジョギングや散歩ができるよう整備します。

グラウンド 設備	グラウンド	簡易ベンチあり（屋根付き）（写真3）
	フェンス	ホームランポール（高さ5m）、外野（1.2m）、ファウル防球ネット（高さ7m程度）を想定
	ナイター	ソフトボールグラウンドに必要な照明の高さや照度は確保できない。
	観客席	150人程度の観客席を設置、簡易スタンドとして軽量のアルミ素材を想定（写真4）
	仕様	標準的な規格 ※バックスクリーン、スコアボード、カウント表示は常設設置できないため、移動式の簡易なものを想定
大会開催	使用想定	日常の練習のほか、大会の開催も想定。 ① 1チーム：20人 ② 試合数：4試合/日
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・軟式少年野球場としても利用可 ・グラウンド周辺に物置を設置し、グラウンド整備用具等を保管 ・利用は予約制（ナイターを設置しないため夜間利用は不可）

※1「中央競技団体现況調査 2020年度調査報告書（笹川スポーツ財団）」より、1チームあたりの登録者数を算出

※2「第79回東京都一般男子春季ソフトボール大会（東京都ソフトボール協会）」より設定

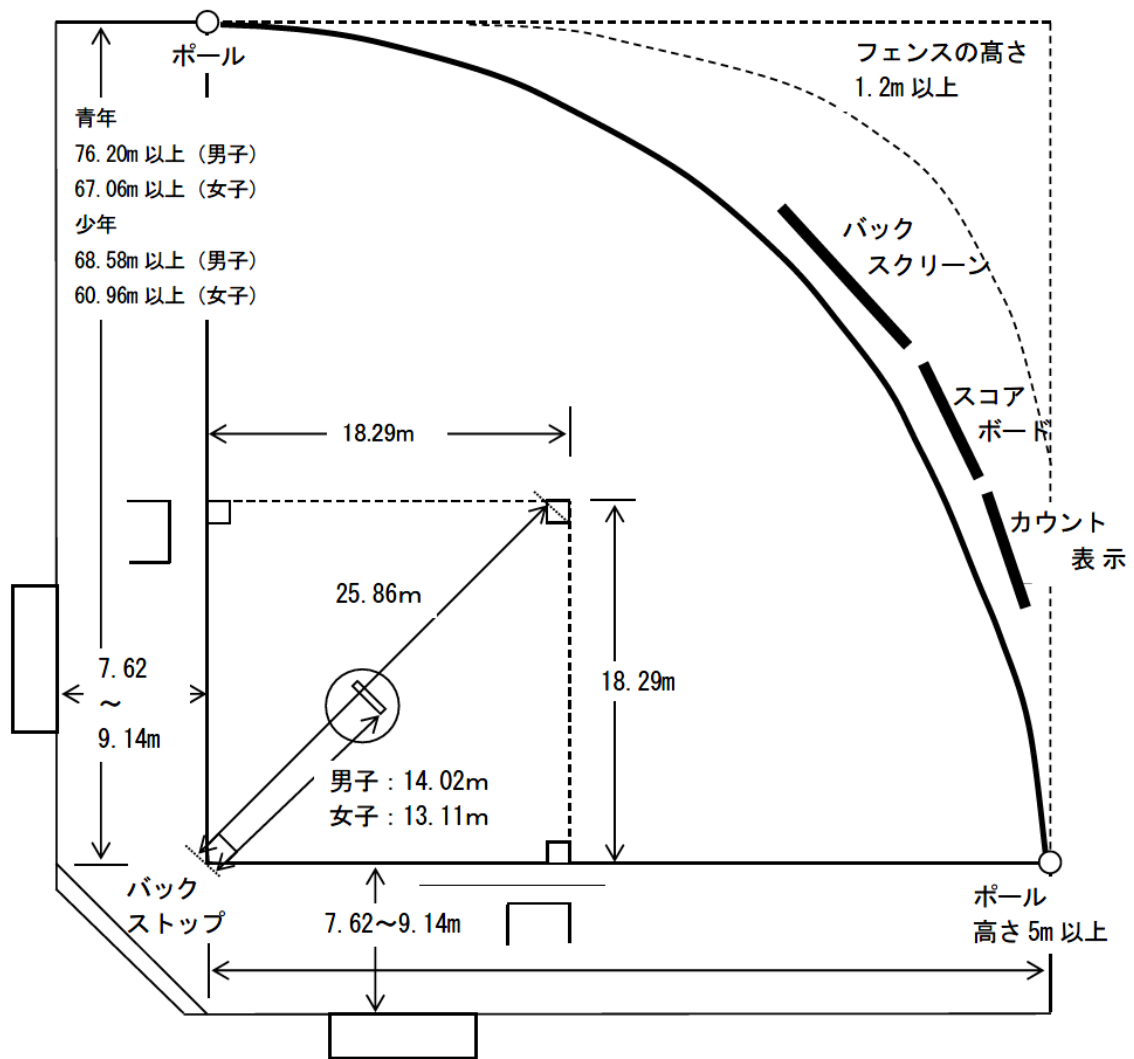
図表 4-14 ソフトボールの利用イメージ



写真3 忠生公園ソフトボール場



写真4 仮設観覧席のイメージ



出典：令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設基準

図表 4-15 ソフトボール施設の基準

(8) テニスコート

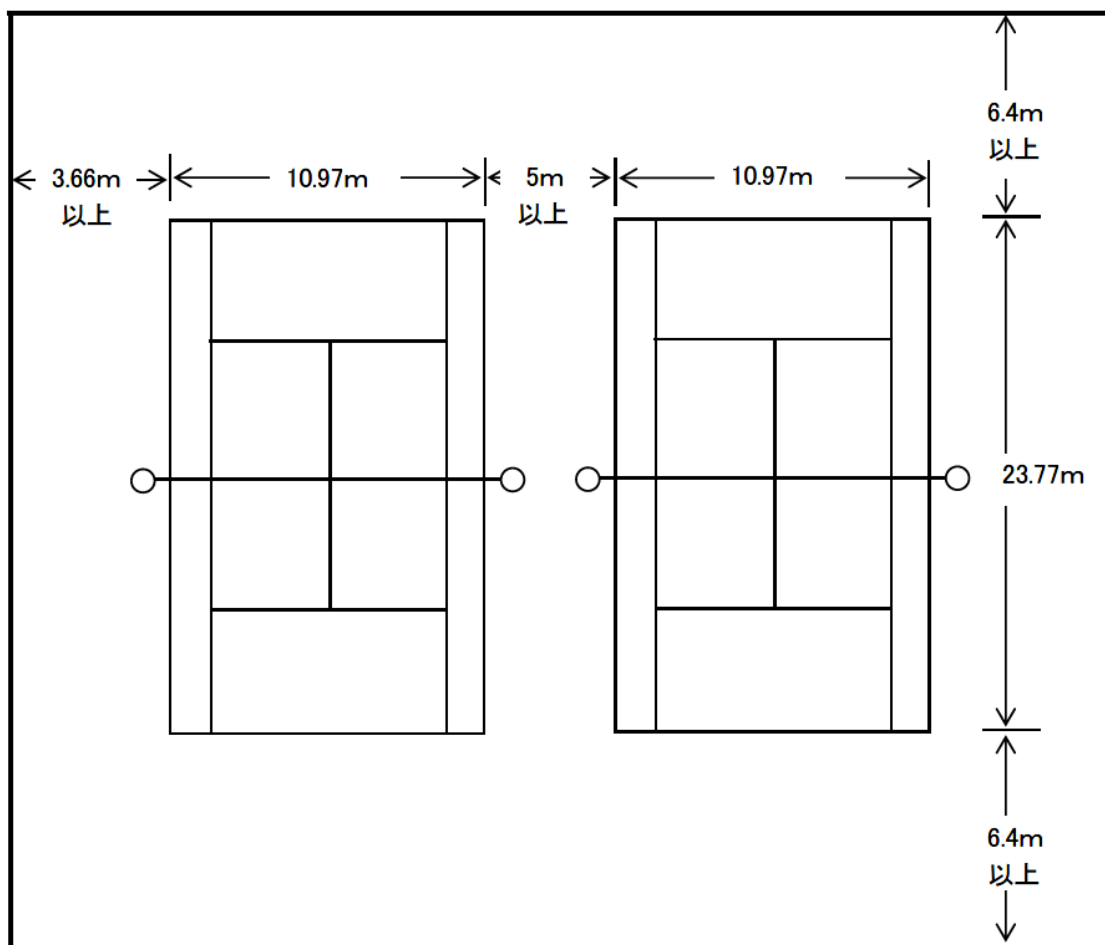
テニスコートは、小学生から社会人まで多世代の利用が可能となるよう 3 面整備します。また、標準的なテニスコートの規格（図表 4-16）に沿った設計とすることで、大会も開催できる施設として整備します。

コート 設備	コート	3 面
	フェンス	防球フェンスを設置
	ナイター	設置
	観客席	なし、コート脇のベンチは設置
	仕様	標準的な規格
大会開催	使用想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方の日常的な利用を想定 ・ 3面で実施可能な大会については開催も想定
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軟式と硬式の併用可能 ・ コート周辺に物置を設置し、コート整備用具等を保管 ・ 利用は予約制 	

図表 4-16 テニスコートの利用イメージ



写真5 鶴間公園テニスコート



出典：令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設基準

図表 4-17 テニスコート施設の基準

(9) フットサルコート

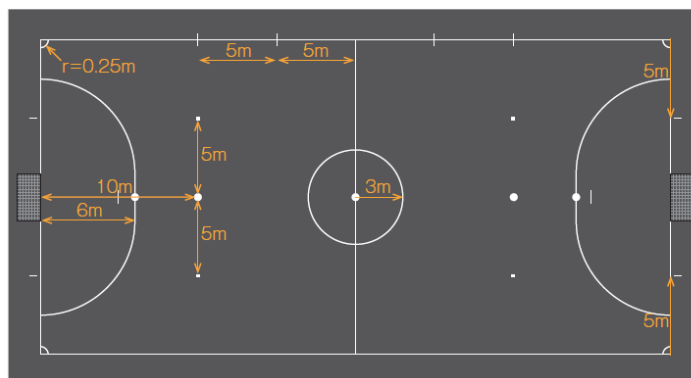
フットサルコートは、小学生から社会人まで多世代の利用が可能となるよう 2 面整備します。また、標準的なフットサルコートの規格（図表 4-19）に沿った設計とすることで、大会も開催できる施設として整備します。

コート設備	コート	2面
	防球ネット	周囲を囲むネットを設置
	ナイター	設置
	観客席	なし、コート脇のベンチは設置
	仕様	標準的な規格
大会開催	使用想定	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の方の日常的な利用を想定 • 大会の開催も想定
その他	<ul style="list-style-type: none"> • コート周辺に物置を設置し、コート整備用具等を保管 • 利用は予約制 	

図表 4-18 フットサルコートの利用イメージ

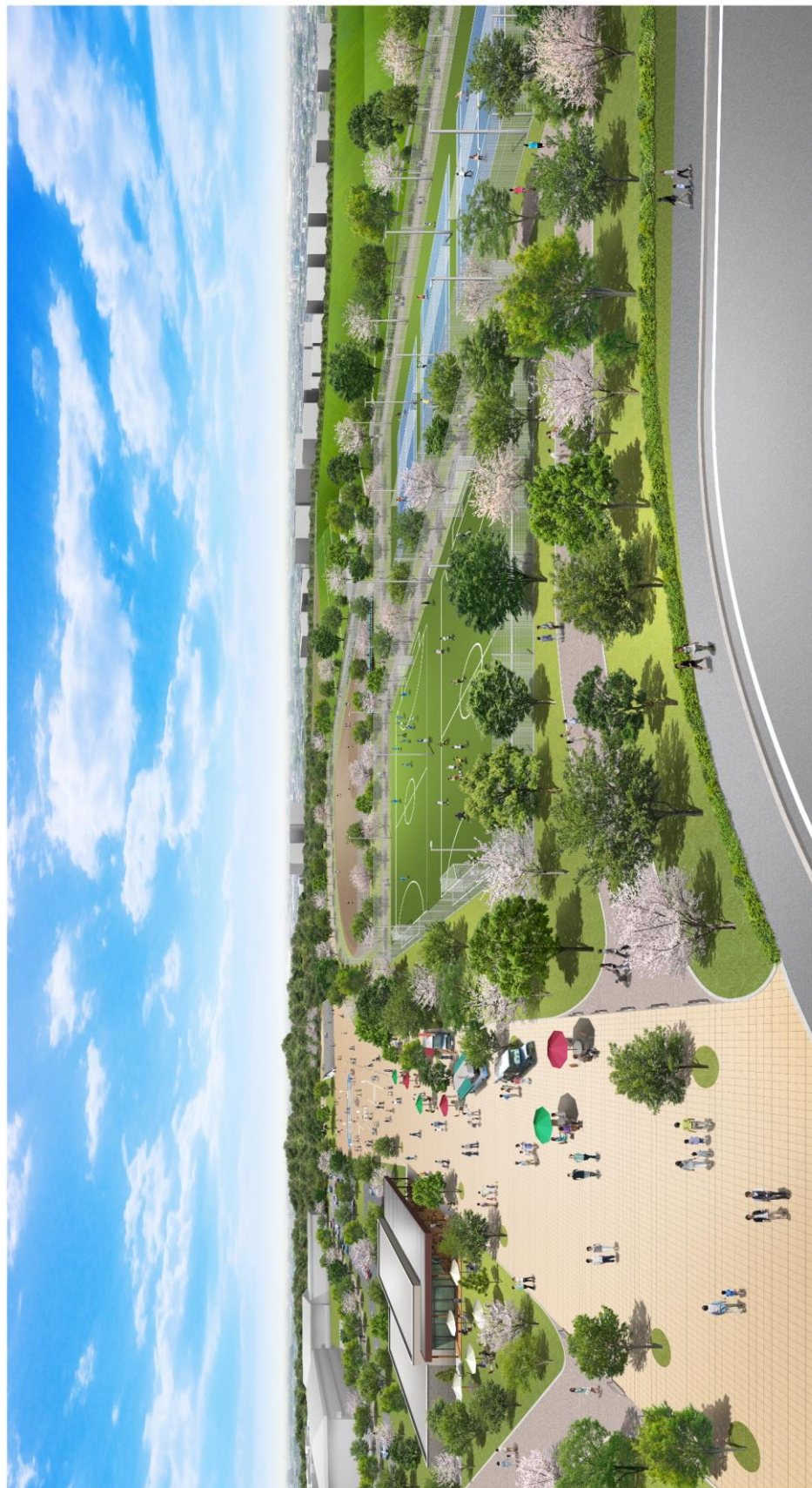


出典：ゼルビアフットサルパーク HP
写真6 ゼルビアフットサルパーク

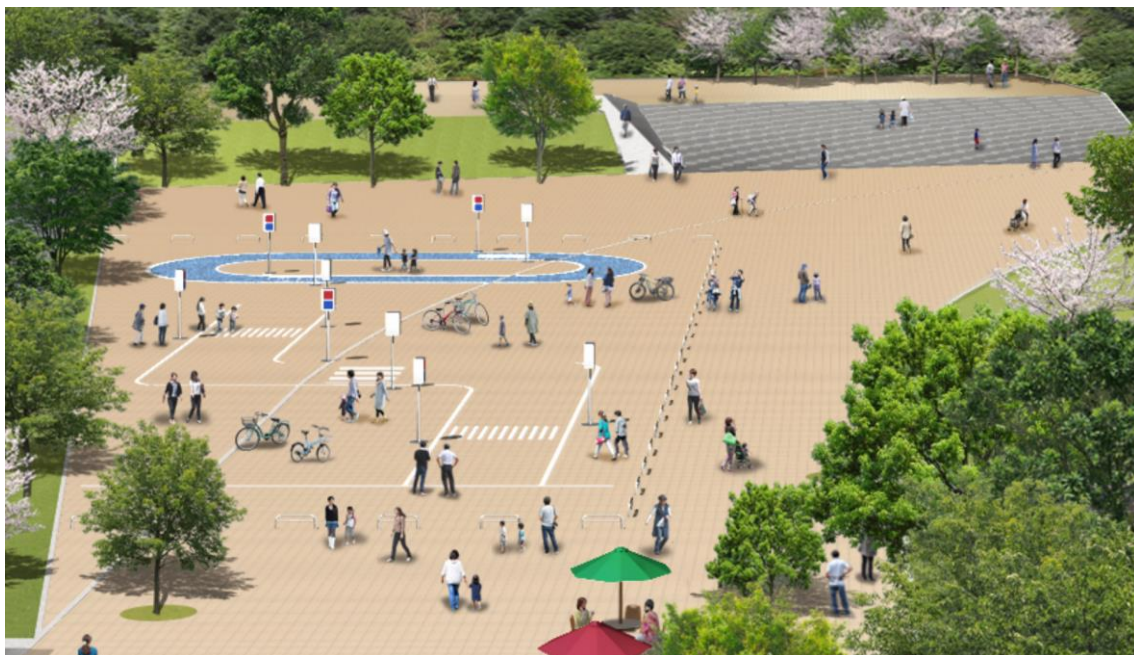


出典：JFA.jp
図表 4-19 フットサルコート施設の基準

4. 公園完成パース図



図表 4-20 公園完成パース図



図表 4-21 プロムナード・イベントスペース利用イメージ



図表 4-22 エントランス・管理棟周辺利用イメージ

第5章 防災公園としての整備計画

本地区は、2022年3月策定の「町田市国土強靱化地域計画」において、防災機能を有した都市公園として、避難者の受入れ、物資や資材の集積・分配などの機能を果たす公園として整備することとなっています。さらに、2023年度の町田市地域防災計画の修正において、本地区は避難広場に位置づけられました。

したがって、発災時に防災公園としての機能が十分に発揮されるよう、防災上の役割・位置づけ等を整理します。

1. 忠生スポーツ公園の防災上の位置づけ及び役割

本地区及び池の辺地区を含めた忠生スポーツ公園は、町田市国土強靱化地域計画において、建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生するリスクに対し、オープンスペースの確保や緑化推進する方針のもと、整備する公園としています。

「町田市国土強靱化地域計画」より抜粋：

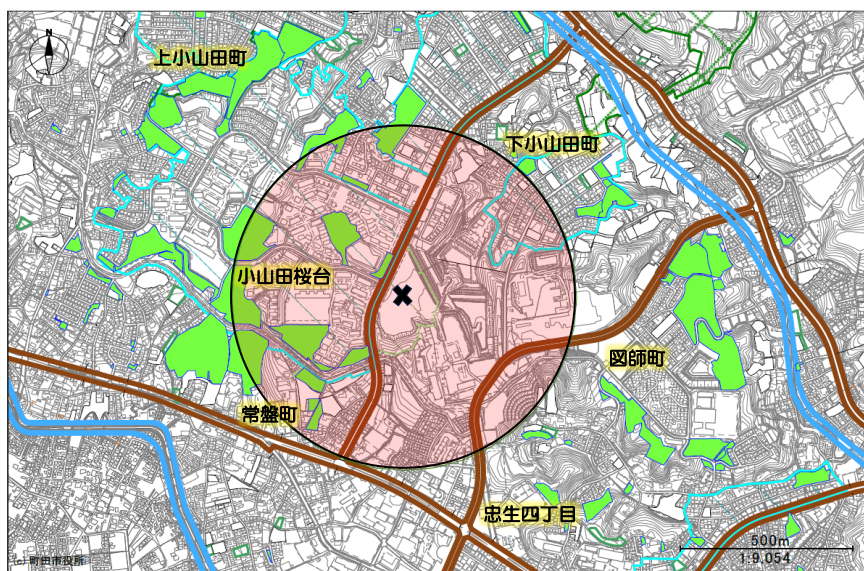
推進方針3：オープンスペース確保・緑化推進	
具体的な取り組み	防災機能を有した都市公園を整備し、避難者の受入れ、物資や資材の集積・分配、復旧活動のための資機材置場などの機能を果たすオープンスペースの確保に取り組みます。
事業名	忠生スポーツ公園整備事業

図表 5-1 町田市国土強靱化地域計画における本地区の整備方針

また、2023年度に修正した町田市地域防災計画においては、本公園は避難広場、救出・救助部隊の活動拠点等として位置づけられています。

2. 避難圏域

防災・安全交付金にて定義する「防災公園」における「一時避難地（避難広場）」の要件のひとつである、公園から半径 500m の避難圏域における現況のひとり当たりの避難地面積と、本地区整備によって増加する避難地面積を検証しました。



図表 5-2 忠生スポーツ公園の避難圏域（半径 500m、●の範囲内）

本公園の避難圏域に含まれる町丁名は、常盤町、下小山田町、上小山田町、図師町、小山田桜台一丁目、忠生四丁目となっています。各町丁における 2023 年 4 月 1 日現在の人口、及び避難圏域内の避難広場・避難施設は以下のとおりです。

町丁名	人
常盤町	4,794
下小山田町	3,825
上小山田町	4,617
図師町	8,214
小山田桜台 1 丁目	1,606
忠生 4 丁目	1,075
計	24,131

(2023 年 4 月 1 日現在)

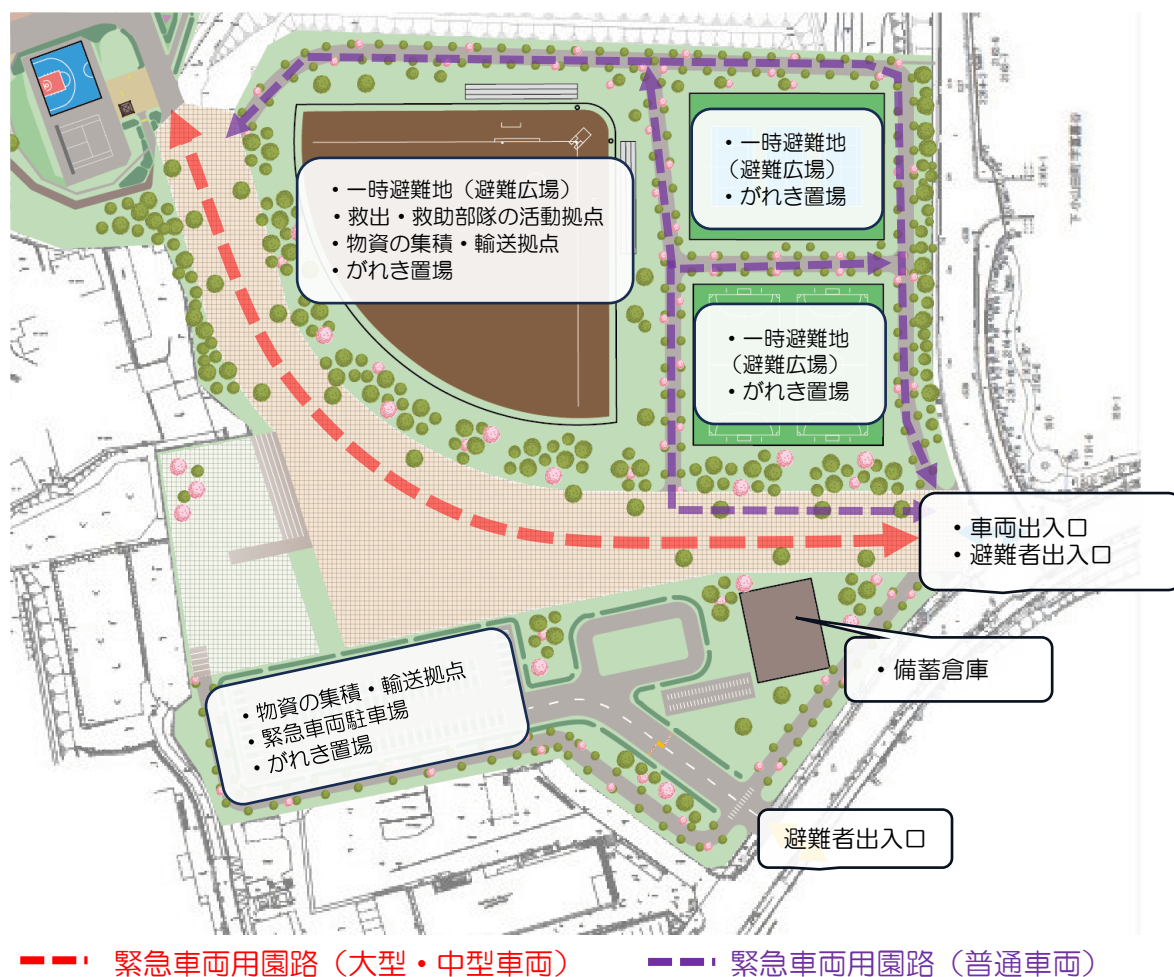
図表 5-3 避難圏域内の人口

箇所名	全面積 (㎡)	空地面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	備考
小山田中学校	10,300	9,215	1,085	町田市地域防災計画における避難圏域内の避難広場・避難施設
忠生スポーツ公園（池の辺地区）	36,000	13,000	—	忠生スポーツ公園 防災公園としての整備基本計画から
計	46,300	22,215	1,085	

図表 5-4 避難地面積

本地区の整備によって、避難可能な空地が約 26,000 ㎡増加します。

3. 災害時利用計画図



図表 5-5 災害時利用計画図

4. 災害時の運用想定

(1) 時間軸ごとの運用想定

各時間軸における防災公園としての運用方法は図表 5-6 のように想定します。

時間軸	発災前	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
		発災～ 2・3日程度	2・3日後 ～1・2週間程度	1・2週間 ～1ヶ月程度
防災公園としての役割 (忠生スポーツ公園)	防災に関する知識を学ぶ場(町内会・自治会の防災訓練等での使用)	周辺人口集中地区から、避難者の受け入れ(避難広場)	救出・救助部隊の活動拠点、生活物資の集積・輸送拠点等	がれき置場 [※] 等

※がれき置場は、被害状況によっては発災から3日以内に開設する場合がある。また、復旧活動期以降も継続して活用する場合がある。

図表 5-6 時間軸ごとの運用想定

(2) 防災公園整備の方針

ア 新たな防災拠点としての位置づけ

生活物資集積・輸送拠点やがれき置場等として活用できる、広大なオープンスペースを整備し、周辺地域の防災上の拠点とします。

イ 一時避難地(避難広場)としての整備

公園周辺の人口集中地区からの一時避難地(避難広場)として必要な整備を行います。

- ・一時避難地(避難広場)や物資集積拠点はテント等の設営を考慮し、メイン通路(プロムナード・イベントスペース)や駐車場を除くオープンスペースは、芝生や土系舗装とします。
- ・2か所の公園出入口から一時避難地(避難広場)までは、バリアフリーでアクセスできるようにします。また、プロムナード・イベントスペースと池の辺地区への接続部は大型車両でも通行できるように整備し、小山田地区から忠生地区にかけての動線を確保するものとします。
- ・避難者出入口付近には、停電時も使用可能な照明灯を設置します。
- ・管理棟には、飲料水や食糧、非常用トイレ等必要な避難生活用品等を備蓄します。

第6章 公園運営管理方針

(1) 公園運営管理の考え方

町田市では、2022年度に策定した「町田市公園利用促進計画」において、「みんなでつかう町田の暮らしが好きな公園」を基本理念に、市民や民間事業者と共に公園づくりを行うことを掲げています。

基本方針1:市民による公園づくりを行います。

- ・施策 1-1 公園の柔軟な利用を図ります。
- ・施策 1-2 新たに公園の運営や維持管理に参画しやすいように、公園での活動に気軽に関われる取り組みを拡充します。
- ・施策 1-3 協働で公園管理に携わっている公益的活動の活性化を図っていきます。
- ・施策 1-4 公園利用者の視点を取り入れた公園づくりを推進します。

基本方針2:民間事業者と共に魅力的な公園づくりを行います。

- ・施策 2-1 公園にさらにはぎわいを創出します。
- ・施策 2-2 利便施設の導入等により、公園をゆっくり楽しめるスポットとして利用します。
- ・施策 2-3 文教施設や教育機関等多様な分野の主体との協働により、公園を活性化させる取り組みを推進します。
- ・施策 2-4 効率的で安全・安心な維持管理を行います。

忠生スポーツ公園は、最終処分場の上部という特性を有します。最終処分場だった過去の経緯から、整備に当たっては周辺の町内会・自治会と締結した覚書に基づき、町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会で協議を重ねてきました。

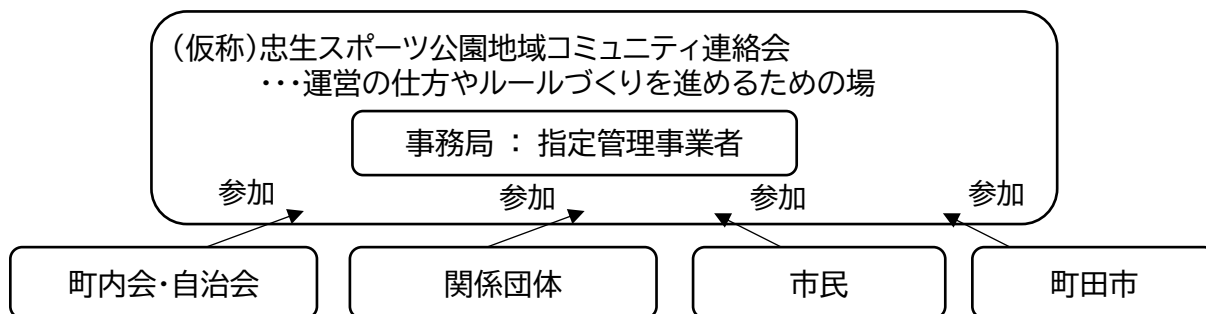
運営管理に当たっても、過去の経緯を尊重し、地域のニーズに対応した柔軟な利用を図ります。

(2) 公園運営管理の体制

指定管理者制度による民間事業者への管理委託を想定しています。

さらに、公園利用者や地域住民が公園でやりたいことを実現できるように、公園利用者や地域が主役となって公園運営の仕方や公園でのルールづくりを進めるための仕組みづくりを行います。

イメージ図



図表 6-1 公園運営管理の体制イメージ

第7章 整備に当たって必要な事項

1. 最終処分場の上部利用にあたっての注意事項

- 最終処分場の上部利用にあたっては、最終処分場に関する法令等に準ずる必要があります。
- 上部利用施設の配置にあたっては、最終処分場の維持管理が適切にできるよう、モニタリングポイントや点検ルート等に留意する必要があります。
- 埋め立てた廃棄物の上部は、長期にわたり徐々に沈下する恐れがあるため、重量のある構造物は避け、地盤の変形に追従できる構造物の設置を考慮する必要があります。また、構造物の基礎や杭の埋め立て深さには制限があるため、公園利用部（盛土）の地耐力を考慮した構造物を選定します。
- 埋め立てた廃棄物へ雨水等が浸透し難くなるよう、雨水排水設備等を適切に配置する必要があります。
- 上部利用のために設置する給排水設備等の地下構造物は、埋め立てた廃棄物へ影響が無い様、適切に配置する必要があります。
- 上部利用範囲には最終処分場のガス抜き管が残るため、ガス抜き管周囲にフェンスを設置して上部利用者に危険が及ばないようにする必要があります。

2. 最終処分場の安全対策と適切な維持管理の継続

(1) 浸出水³の管理（排水浄化センターの見直し）

最終処分場から発生する浸出水は、敷地内にある排水浄化センターで水処理を行っています。水処理は、浸出水が水処理を行わなくて良い状況になるまで継続する必要があります。

浸出水は、最終処分場の上部を整備することで水量が減ることと、廃棄物を埋め立てなくなったことで水質が改善傾向にあります。このことから、排水浄化センターをこれからの機能に見合った形にしていきます。

(2) 埋立ガスの管理

最終処分場には埋め立てた廃棄物が通気状態になるようガス抜き管が設置してあり、ここから発生する埋立ガスについて、モニタリングを継続する必要があります。

最終処分場の上部を利用するにあたり、ガス抜き管が支障になる可能性があるため、位置を変更する等の対策を行います。



写真7 ガス抜き管
（池の辺地区）

(3) 埋立地盤の確認

埋立地盤は、廃棄物の分解や圧縮により沈下を生じる可能性があるため、定期的な地盤高の確認を行い、支障がある場合は、必要な対策を検討します。

(4) 雨水の管理

ア 雨水排水

旧埋立地地区に埋め立てた廃棄物への影響をなるべく防ぐため、雨水が浸透し難くなるように上部を遮水する等、適切に雨水が埋め立てた廃棄物の範囲外に排出できるよう対策を行います。

イ 雨水調整池

最終処分場の上部を整備すると最終処分場から流出する雨水排水が増えるため、雨水調整池の機能を増強する等の対策を行います。

(5) モニタリングの継続

最終処分場に関する法令等に基づくモニタリングの継続と旧埋立地の周辺環境影響を確認するためのモニタリングを継続します。

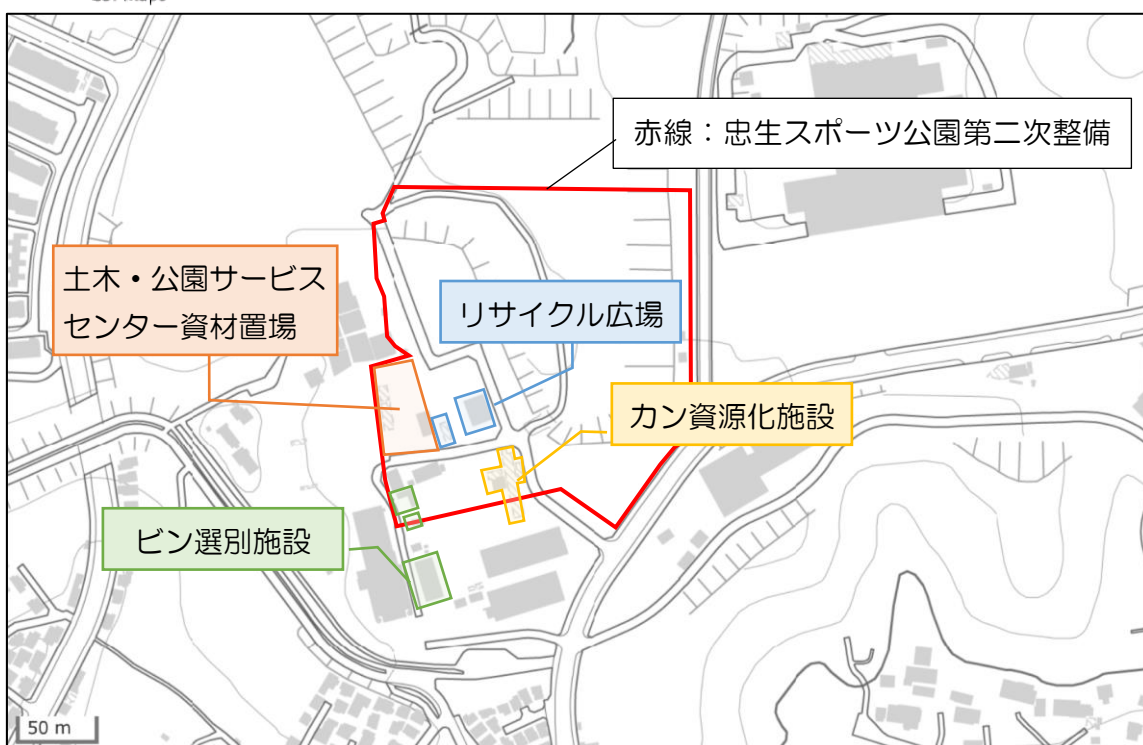
³ 埋め立てられた廃棄物が保有する水分や埋立地内の廃棄物層を通過した水を浸出水といいます。

3. 関連事業との調整

公園整備工事を実施するにあたり、旧埋立地地区にある既存施設を段階的に移転・解体します。対象となる施設を図表 7-1 に示します。

リサイクル広場は、2022 年度に移転が完了しています。ビン選別施設・カン資源化施設は 2025 年度末までに移転し、2026 年度以降に解体します。土木・公園サービスセンター資材置場は、公園整備区域外に新規整備します。

地理院地図

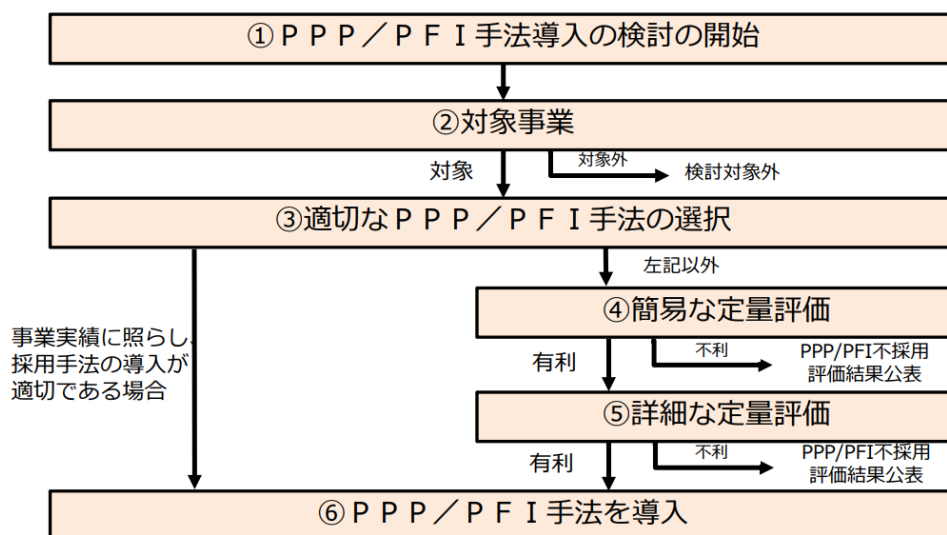


図表 7-1 移転・解体及び新規整備等の対象施設

4. 事業手法の検討

市では、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、多様なPPP/PFI手法を導入していく上で行う優先的検討の基本方針を示しています。

基本設計に向けては、これらの事業スキームの選定も検討し、サウンディング調査などの民間提案による、積極的な民間活力の導入を図っていきます。



出典：PPP/PFI 優先的検討指針の概要（内閣府 民間資金等活用事業推進室）

図表 7-2 優先的検討プロセスの全体像

5. 周辺環境や景観への配慮

地域の特性を踏まえ、周辺環境に配慮した景観づくりを行うことで、まちの魅力を高めるとともに、市民が愛着を持ち、立ち寄りやすい公園を目指します。

また、各施設の設えや備品は環境に配慮し、忠生地区の里山資材など、地域資源の活用も図ります。

(1) 景観づくり

町田市景観計画では、だれもがそれぞれの地域の景観に愛着を持ち、魅力的な景観を地域の共通の財産として次世代に引き継いでいくことを目指しています。

町田らしい景観づくりに向けて、それぞれの地域の特徴に合わせた3つの景観形成ゾーンを定め、景観誘導を図ります。

また、公共施設としての景観の配慮事項は、町田市景観計画に基づく「町田市公共事業景観形成指針」に公共施設として果たすべき役割や景観形成の考え方、配慮内容を示しています。

(2) 景観形成の方針

本地区は、景観形成ゾーンのうち、丘陵地ゾーンに位置します。町田市景観計画では、以下の景観形成の方針を示しています。

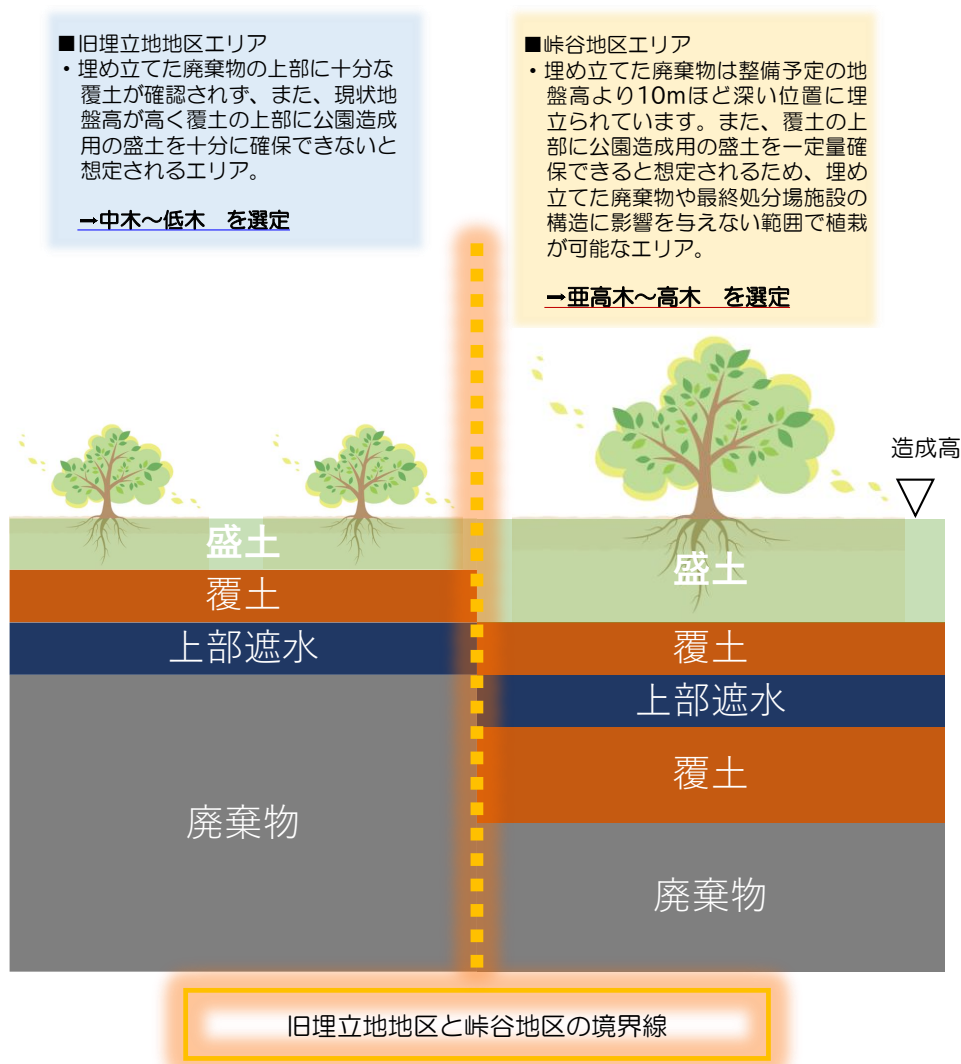
【景観形成の方針】

- ①身近なみどりと丘陵地のみどりを活かし、みどり豊かな景観づくりに努める。
- ②歴史的・文化的景観資源や、まち並みの特性を尊重する。
- ③農やみどり、水辺との関わりを楽しめる景観づくりを目指す。

(3) 植栽の選定

本地区は、p.13～15 で示したように旧埋立地区エリアと峠谷地区エリアでは廃棄物の埋立深さが異なり、その影響から廃棄物上部の盛土の深さも異なるため、盛土の深さを考慮した樹木の選定が重要となります。したがって、エリア別の植栽の基本的な考え方は図表 5-1 のとおりとします。また、街路樹や公園樹として多く用いられる樹種を中心に、エリアに適した樹木を図表 5-2 に整理しました。

なお、基本設計段階では図表 5-2 に示す樹種を参考に、実際の盛土の深さに応じて植栽する樹種を選定していくこととします。



図表 5-1 エリア別植栽の考え方

エリア		樹種の候補
旧埋立地地区	駐車場	ツツジ類の植栽を想定する。植栽樹種は1種類とせず、複数のツツジ類を混植することも検討する。
	プロムナード	ハナミズキの植栽を想定する。また、アオダモの入手が可能な場合、アオダモの植栽も検討する。
峠谷地区		日陰を形成し、秋には紅葉が楽しめる樹種としてケヤキやエノキを、花木としてヤマザクラやソメイヨシノの植栽を想定する。

※植栽の検討にあたっては、遮水工への影響が考えられる項目（乾湿、垂直根、水平根）と環境面への配慮（日陰や景観性）等の観点から抽出した。

図表 5-2 エリア別植栽の選定候補

6. 第4章3で設定した利用イメージの実現に向けて検討が必要な事項

各施設の利用イメージに示した活用が可能となるよう、今後、基本設計において、より具体的な検討・設計を行っていきます。また、運営・管理についても効果的な手法を検討していきます。主に検討が必要な事項は次のとおりです。

(1) 大会やイベント等を開催する場合の駐車場やトイレの確保

基本計画では、各種競技大会の開催を想定して試算した駐車場必要台数やトイレ必要台数を確保できるよう設定しています。

各種大会やイベントを同時開催する際など、想定する在園者を上回る場合は、プロムナード・イベントスペースの一部を臨時駐車場とすることや、周辺施設との連携（周辺施設駐車場の確保）や、各種主催者との交通手段の調整（大型バス等での来園誘導）、臨時バスの手配など、運営において対応することとします。

(2) スポーツ施設の位置関係を考慮したナイター設備や防球フェンスの設置

- フットサルコートやテニスコートなど隣接する他施設の照明がコート内へ入り、プレーに支障をきたさないよう設計する必要があります。基本設計では、他施設との位置関係を考慮し、植栽による緩衝やコートの位置関係の修正等、必要な検討を行います。
- ボールが他施設へ入り込んだり、歩行者へ当たったりすることを防ぐため、適切な高さのフェンスを設置します。

(3) プロムナード・イベントスペースにおけるソフト事業⁴

- 開放的な空間であるプロムナード・イベントスペースが、日常的に賑わうよう、公園管理者が積極的にソフト事業を展開する仕組みを検討します。
- プロムナード・イベントスペースでスケート等を行う際は、管理棟に近い（管理人の目が届く）スペースで行う、スケートが転がっていかないような工夫を施すなど、公園利用者への配慮として必要な対策を講じることとします。

⁴ ソフト事業とは、イベント開催や人材育成、サービス提供など、人が活動することにより成り立つハード事業（構造物等の建設や改修など）以外の事業を指します。

(4) 施設全体の利用や回遊性を考慮した動線

- 池の辺地区を含め公園への出入口が多いため、園内の全体構造が分かる案内板を要所に設置し、利用者がアクセスしやすい環境を整備します。
- 本地区東側の歩行者出入り口については、最終処分場としての管理の観点も含め、適切な箇所に設置することを検討します。
- 歩行者の動線と区別した最終処分場維持管理用通路を整備します。
- 災害時やイベント開催時に、本地区から池の辺地区にかけて園内の車両の通行が可能となるよう、動線を整備します。

(5) 日陰やベンチなど、多世代の利用者が快適に滞在できる工夫

- 緩衝緑地や植栽を行うにあたり、里山らしい風景を残すため、昔から里山にある樹勢から選定した木々を植え、既存緑地との協調を図ります。なお、敷地面積に対する緑化の割合（緑化率）については、基本設計段階で検討するものとします。
(参考：都市公園法において緑化率は25%以上とするものと定められている。)
- 基本設計ではベンチの設置数についても検討を行っていきませんが、プロムナードの開放感を活かしつつ、日よけや心地よさを感じるように植栽との関係性を含めて設置位置を検討します。
- 地表面への植栽は、埋立物に影響を与える可能性があるため、植え込む植物の性状に応じて、立ち上げ花壇等により対応することを検討します。

(6) 防犯・防災・暑さ対策や、利用者の安全確保（ケガや急病への対応）

- 利用者が安心・安全に利用できるように防犯灯や防犯カメラの設置が必要です。
- 駐車場は旧埋立地区に位置するため、照明や防犯灯の設置に関しては、埋立物に影響を与えない方法を検討します。
- 熱中症対策や防災拠点機能の一環として、飲料水や食料の備蓄、自動販売機の配置等を検討します。
- 利用者のケガや急病に備え、救急セットの備蓄、AEDの設置等を検討します。

第8章 事業スケジュール

公園の供用開始は、2032年度を目標とします。2025年度までに既存施設の移転を完了し、2026年度から2028年度にかけて最終処分場の安全対策工事を実施します。

2026年度から公園基本設計、2029年度から公園工事に着手する計画です。

なお、各年度、町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会を随時開催し、進捗報告及び意見交換を行います。

		(年度)								
項目	実施項目	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
最終処分場 安全対策	安全対策工事概略設計	■								
	安全対策工事詳細設計 ・環境調査		■							
	峠谷地区・旧埋立地地区 安全対策工事			■						
公園整備	PFI導入可能性調査等 事業手法の検討	■								
	公園基本設計			■ 都市計画決定 事業認可						
	公園実施設計					■				
	公園工事						■			
関連事業 との調整	既存施設の移転・解体及び 新規整備	■ ビンカン処理施設等 の移転・解体								
		■ 土木公園サービスセンター資材置場の 移転・整備								

図表 8-1 事業スケジュール

参考資料

忠生スポーツ公園第二次整備基本計画（峠谷地区・旧埋立地地区）に関する 主な意見と対応一覧

意見のあった場	意見	対応	
周辺まちづくり検討専門部会（4/17）	<ul style="list-style-type: none"> 地元で伐採した樹木を管理棟の壁やベンチ等に活用していけないか。基本計画においても、「地元の木材利用促進」など、方針として記載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備に当たって必要な事項として基本計画に記載：「各施設の設えや備品は環境に配慮し、忠生地区の里山資材など、地域資源の活用も図ります。」 	
町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会（5/22）	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボール連盟など各種競技団体にもヒアリングしてほしい。 	事務局で各種競技団体にヒアリングを実施した。	
各種競技団体へのヒアリング	町田市体育協会（5/30）	<ul style="list-style-type: none"> 各種競技団体へのヒアリングに同意する。 	—
	一般社団法人町田サッカー協会（6/1）（11/8）	<ul style="list-style-type: none"> フットサルコートは2面あれば、市の大会が開催可能。テニスコートと兼用にするなど、2面確保できるよう検討してほしい。 日常的には、社会人が終業後に使うことが多いので、平日の夕方からの利用が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> フットサルコートは2面配置する計画とする。 ナイター照明を整備して夕方以降の利用を可能とする。
	町田市ソフトテニス連盟（6/3）	<ul style="list-style-type: none"> 2面のテニスコートは、横並びに配置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> テニスコートは3面を横並びに配置する。
	町田市ソフトボール連盟（6/5）	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボール専用（少年野球との併用可）のグラウンドとしてほしい。 春秋のリーグ戦（公式戦）が実施できる規格としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトボール専用（少年野球との併用可）のグラウンドとする。 公式戦が実施できる規格とする。
	町田市テニス協会（6/9）	<ul style="list-style-type: none"> 2面のテニスコートの並びは縦でも横でもかまわない。 2面のテニスコートは、地域の方による日常的な利用が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> テニスコートは3面を横並びに配置する。

意見のあった場	意見	対応
町田市資源循環型施設整備推進本部（5/30）	<ul style="list-style-type: none"> 交通公園に対する需要がどれくらいあるのか。近年、様々なスポーツ公園が整備されている。交通公園にこだわらず幅広い視野で検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会で近隣施設への視察を実施（7/7）し、それを踏まえて各町内会・自治会から意見書を提出していただき、プロムナード・イベントスペースの使い方について検討した。
景観協議（国土館大学工学部まちづくり学系：二井昭佳教授）（6/7）	<ul style="list-style-type: none"> 主要通路は、最短距離で池の辺の園路と素直につなげる方が良い。 主要通路とイベントスペースを一体にして「細長い広場」「通路脇でキッチンカー、フリーマーケットなどイベント可能」「交通教室が可能」というものにする回遊性と賑わいに効果的。 緩衝緑地は必要。駐車場にも緑を配置する方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> さくら通りから池の辺地区へ向けて見通しの良い主要通路とする。 プロムナード・イベントスペースとして交通安全啓発活動やイベントが開催できる通路（細長い広場）にする。 駐車場内含め緑の配置に配慮した計画とする。
周辺まちづくり検討専門部会（6/29）	<ul style="list-style-type: none"> 地下埋設物による制限を考慮した実現性のある施設配置を計画すること。 十分な更衣室が確保できるよう、建築可能な管理棟の規模を整理しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策検討業務と整合を図ったゾーニングに基づく施設配置計画とする。 最大在園者数を試算し、必要なトイレや更衣室の数を満たす管理棟の規模を整理する。
町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会（7/7）	<ul style="list-style-type: none"> 本計画対象地及び忠生スポーツ公園（池の辺地区）、ウィッツひばり球場（淵野辺公園）、相模原スポーツ・レクリエーションパーク（補給廠共同使用区域内）を視察 	—

意見のあった場	意見	対応
<p>町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会（7/21 までの意見書とりまとめ）</p>	<p>【プロムナード・イベントスペースについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> •花壇などで癒されるスペース。 •野外ステージで音楽。 •レーザー気分が味わえるコース。 •ミニSLで園内一周。 •スケートボードなどを安全に楽しめるゾーンを。 •イベントスペースとして多目的に使用したい。（同意見×4） •アスファルト舗装で管理しやすくすることが良い。 •暑さ対策に木陰が必要。 •交通公園に特化すべき整備スペースである。 	<p>【プロムナード・イベントスペースについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> •旧埋立地地区をフラットな広場に整備し、交通安全啓発活動、フリーマーケット、キッチンカーなど多目的に利用できるスペースにする。 •適度な日陰やベンチ等を設置。
	<p>【管理棟・トイレについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> •座学が出来る会議室、サークル活動などができる交流スペースを作ってほしい。 •暑さ対策に涼めるスペースや設備が必要。 •トイレ、シャワー等は、十分な数を。 •救急箱、AED 等ケガ対応等の物品の用意。 •どこからも見える時計があると良い。 •交通安全教育教習施設として、屋内座学教室・自転車貸出納車場等と併設した管理棟が必要。（交通安全教室など運営上の事務室。） 	<p>【管理棟・トイレについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> •最大在園者数の試算から、施設の機能（トイレの数など）を設定した。
	<p>【ソフトボールグラウンドについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> •軟式少年野球も兼ねたグラウンドとする。 •ソフト連盟や少年野球連明に意見聴取し、公式戦が出来る仕様にして欲しい。（同意見×3） •周囲にジョギングコースがほしい。 •薄暗くなくても使用できる照 	<p>【ソフトボールグラウンドについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> •ソフトボールグラウンド専用グラウンド（少年野球と併用可）とする。 •標準的なソフトボール場の規格に沿った設計とする。 •周囲をジョギングや散歩ができるよう整備する。

意見のあった場	意見	対応
	<p>明設備がほしい。(同意見×2)</p> <ul style="list-style-type: none"> • ベンチや観覧者用に日影がほしい。 • オーバーフェンス等でボールによる怪我がないようにフェンスを工夫してほしい。(同意見×2) • 地元の優先予約ができるシステムを。 • ネット予約が可能であること。水撒き設備、グラウンド整備用具も必要です。 • ソフトボール球場(両翼、センター共80mにして少年野球も使用)を優先整備すべきである。 ソフトボール球場を国際(内)級の施設に整備していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 埋め立てた廃棄物への影響から、高い構造物は設置できないため、ソフトボールグラウンドに必要な照明の高さや照度は確保できない。 • 夕方に片付けができる程度の照度は園路灯でカバーする。 • 簡易ベンチあり(屋根付き) • ホームランポール(高さ5m)、外野(1.2m)、ファウル防球ネット(高さ7m程度)を想定。 • 150人程度の観客席を設置、簡易スタンドとして軽量のアルミ素材を想定 • グラウンド周辺に物置を設置し、整備用具等を保管。

意見のあった場	意見	対応
<p>町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会（7/21 までの意見書とりまとめ）</p>	<p>【フットサルコートについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式仕様のコートにして欲しい。 ・夜間も楽しめる照明が欲しい。 ・ネット予約が可能であること。 ・ボールのオーバーフェンス防御。 	<p>【テニスコート・フットサルコートについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲を囲むフェンスを設置 ・ナイターを設置 ・地域の大会も開催できる規格 ・テニスは軟式と硬式の併用可 ・コート周辺に物置を設置し、コート整備用具等を保管
	<p>【テニスコートについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式仕様のコートにしてほしい。 ・夜間も楽しめる照明が欲しい。 ・ネット予約が可能であること。 ・ボールのオーバーフェンス防御。 	
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営について、必ずまちづくり協議会との事前協議を行い、それを踏まえて指定管理者募集の仕様書を作成していただきたい。 ・利用者の要望を聞き入れる仕組みが必要です。 ・遊具に使用年齢の表示を。 ・車いす用砂遊び場がほしい。 ・暑さ対策としてミストがほしい。 ・子供広場の地面をポリ製の柔らかいものを検討してほしい。 ・廃棄物に含まれる有毒物質が漏れださないよう、十分計画・管理を行い、工事を進めてほしい。 ・グラウンドが土であれば、砂埃などが心配、飲み水も含め水道の設備の確保をしてほしい。 ・駐車場は無料を希望。 ・スケートボード等の広場の予定はありますか。 ・夏場の強すぎる日差しを妨げるような場所を多めに設け、オールシーズン収容力を確保できるような施設としてほしい。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の利用イメージに示した活用が可能となるよう、今後、基本設計において、より具体的な検討・設計を行う。運営・管理についても効果的な手法を検討していく。

意見のあった場	意見	対応
<p>町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会（9/21）</p>	<p><u>①施設規模、施設配置について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 何をメインにするか（何をやるか）、決めてほしい。 <p>（意図・背景）</p> <ul style="list-style-type: none"> 峠谷地区エリア（構造物の設置が可能なエリア）に各施設が入り切っていない、八方美人な計画になっている。誰もが自分がやりたいことを主張している。泣く人がでてしまう。 フットサルコートが2面になった理由はなにか。 	<ul style="list-style-type: none"> 埋め立てた廃棄物の状況から、構造物が設置可能なゾーニングラインを精査することで、各施設（ソフトボールグラウンド、テニスコート、フットサルコート、管理棟）が峠谷地区エリアにおさまるよう、施設配置を調整した。
	<p><u>②プロムナード・イベントスペースについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通教室専用のエリアを設置してほしい。 旧埋立地エリアに、交通教室専用の座学の部屋を建ててほしい。 <p>（意図・背景）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本検討委員会のメンバーに市民生活安全課を入れてほしい。 市民意識調査を見ると、自転車に乗る人が多く、交通教室の重要性を感じている。この度の整備は、交通安全施策を進める大きなきっかけとなる。 旧埋立地には現状、リサイクル広場など建物が建っており、建築が可能ではないか。 町田と同じような最終処分場 	<ul style="list-style-type: none"> 八王子の戸吹スポーツ公園は、旧埋立地地区エリアではなく、峠谷地区エリアと近い構造。 旧埋立地地区エリアには地下構造物が設置できないことから、防球ネット等を必要とする各スポーツ施設や強固な基礎が必要な大きな建築物は整備できない。 旧埋立地地区エリアは、フラットな広場に整備し、交通安全啓発活動をはじめ

意見のあった場	意見	対応
	<p>上部利用の公園である八王子・戸吹のスポーツ公園には、廃棄物の上に管理棟が建っている。</p>	<p>めとしたイベントスペースとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全啓発活動用の資機材（標識、信号機）保管や座学の部屋は、峠谷地区エリアに整備する管理棟内の倉庫や貸出スペースを活用する。 本計画の内容を庁内では共有しており、交通安全啓発活動もできるプロムナード・イベントスペースを整備することについても共有している。
	<p><u>③基本計画の内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設の規模、利用者数の想定を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 最大公園在園者数や駐車場必要台数は、基本計画で試算し、設定した。
	<p><u>④その他施設整備への要望</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設に用具置場を設置してほしい。 ソフトボールグラウンドに、夕暮時の片付けができる程度の照明は整備してほしい。 <p>(意図・背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理棟の要素が多様であり、各施設の用具が収容しきれぬのか疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設にグラウンド整備用具等を補完する物置の設置を想定する。 競技ができるようなナイター設置は難しいが、夕方に片付けができる程度の照度は園路灯でカバーする。

意見のあった場	意見	対応
	<ul style="list-style-type: none"> • 用具置場は、各施設にある方が使いやすいのではないか。 • ソフトボール用のナイター照明ができないことは理解したが、後片付けができる程度の照明は必要。 	
	<p>⑤その他施設運営への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> • 駐車場の料金を無料にしてほしい。 <p>(意図・背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 野津田公園は無料なのに、忠生スポーツ公園は機械式だから有料ということは理解できない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 受益者負担の原則で、市内の駐車場は有料。ただし、機械式でない駐車場は、人件費との収支を考慮し、利用者の少ない平日は人を配置せず無料としている。

意見のあった場	意見	対応
町田市資源循環型施設整備推進本部（10/3）	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が少ないように感じる。台数を増やしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試算した必要台数は満たす計画となっている。 ・大会やイベント同時開催時等には、プロムナード・イベントスペースの一部を臨時駐車場とするなど、運営において対応したい。
景観協議（国土舘大学工学部まちづくり学系：二井昭佳教授）（11/15）	<ul style="list-style-type: none"> ・池の辺地区への階段・スロープはできるだけ緩やかにつなげる。 ・プロムナード・イベントスペースには、ランダムな樹木配置や島状の緑地を混在させ、木陰をうまく利用できるような考えた方がよい。 ・管理棟は、北側への眺望を確保するとともに、プロムナード・イベントスペースとのつながりをうまくつくれる配置・レイアウトを考える。 ・駐車場台数が多少減るとしても、緑地を混ぜながら、公園の駐車場にふさわしい雰囲気のものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計の際に再度協議して対応する。

意見のあった場	意見	対応
<p>周辺まちづくり検討専門部会（11/9）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当該区域内の道路認定の廃止及び財産の処理が必要。 • トイレ、シャワー、更衣室等の整備について、多機能トイレを設ける等、多様性に留意すること。 • プロムナード・イベントスペースでは、年に数回程度、二輪車安全運転実技講座や交通安全ワークショップの実施が想定できる。 • 管理棟では、年に数回程度、交通安全講話や交通安全ミーティングの実施が想定できる。 • プロムナード・イベントスペースでスケート等を行う際、管理棟に近い（管理人の目が届く）スペースで行う、スケートが転がっていかないような工夫（公園利用者への配慮）など必要な対策を講じること。 • プロムナード・イベントスペースを消防団の訓練場所として活用できるよう配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 各施設の利用イメージに示した活用が可能となるよう、今後、基本設計において、より具体的な検討・設計を行う。運営・管理についても効果的な手法を検討していく。

意見のあった場	意見	対応
<p>町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会（2/8）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ソフトボールグラウンドとフットサル、テニスコートを入れ替えるなど施設の配置替えはできないか。 • 交通安全啓発活動に関してはどのように考えているか。 • 防犯カメラの設置や防音対策はどのように考えているか。 • 野外ステージの整備や、学校統廃合で余ったピアノを活用した街角ピアノを検討してはどうか。 • 日陰の創出はどのように考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 既存のガス抜き管が重要であり、位置を動かすことはできないため、ガス抜き管を残した形でグラウンドを配置している。ホームランボールの対応としては、十分な高さのフェンスが設置できる。 • プロムナード・イベントスペースは、交通安全啓発活動も実施可能な、多目的な広場として整備することを想定している。 交通安全啓発活動に必要な資材（信号機等）は管理棟に保管し、必要な際に持ち出して運用できると考えている。 • 基本設計のタイミングで検討する。 • 学校教育部とも連携して情報を収集していく。 • パラソルや樹木による日陰の創出を

意見のあった場	意見	対応
	<ul style="list-style-type: none"> • ソフトボールグラウンドの土埃対策をしっかりとしてほしい。 • イベント時のトイレの不足はどのように考えるか。 • 防災トイレの設置を検討いただきたい。 	<p>考えているが、夏場の対策については市全体の検討課題と捉えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ソフトボールグラウンドの仕様上、土埃は避けられないため、スプリングラ―等で対策する。 • 忠生スポーツ公園に限らず、イベント時の在園者数でトイレ数を試算すると通常利用時には過剰となり、活用されないスペースとなってしまうため、イベント時にはイベント主催者に仮設トイレ等を用意いただく方針としている。 • 防災トイレは、一般的にはマンホールに直結するタイプだが、本地区には下水本管がないため、本地区にも設置可能なタイプの防災トイレがあるか、研究する。

意見のあった場	意見	対応
町田市忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会（2/8）	<ul style="list-style-type: none"> • 暑さ対策のミストの設置を検討いただきたい。 • 太陽光発電の設置は、検討されないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 今後事業手法の検討を経た後、公園管理者と調整していく。 • 埋め立てたごみへ影響を考慮すると、荷重に問題がある。
景観協議（国土舘大学工学部まちづくり学系：二井昭佳教授）（2/16）	<ul style="list-style-type: none"> • プロムナード・イベントスペースの入口線形を直線的ではなく、角にカーブをつけ柔らかく表現する。 • 管理棟の外観イメージは、和風ではなく、ガラス張りのイメージとする。 • プロムナード・イベントスペースに島状に植栽を追加する。 • 公園西側の既存の樹木帯を図に示す。 • 園路の交差部や曲がり角は緩やかにする。 • 駐車場で、自動車が駐車する際にタイヤが載らない部分（車両下）は、コンクリート張りではなく、草の生えたイメージで緑とする。 • 公園南側、歩道と面している箇所は、歩道を園路に引き込み、一体とした通路とすることで公園へ誘導させることもできる。 	<ul style="list-style-type: none"> • イメージ図およびパース図に反映する。 • 最終処分場跡地であり閉鎖管理が必要なため、誰でもいつでも通行できる歩道は引き込めない。

意見のあった場	意見	対応
	<ul style="list-style-type: none"> •プロムナード・イベントスペースの西側の小上がりスペースは緩やかな斜面広場にどうか。 •最終処分場周りのフェンスは、公園の内側に入れ込むことは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> •旧埋立地と接しているため、埋め立てられたごみの関係から、斜面形成のための掘削はできない。既存の地形を大きく変えずに2mの高さのある広場のままにする。 •法令に従い、最終処分場の外周を囲う必要があるため、道路際の設定となる。

忠生スポーツ公園第二次整備基本計画（峠谷地区・旧埋立地地区）

発行年月 2024年3月

刊行物番号 23 - 83

発行者 町田市

〒194-8520

東京都町田市森野2丁目2番22号

編集 環境資源部環境政策課